

韓国知的財産ニュース 2012 年 12 月前期

(No. 236)

発行年月日：2012 年 12 月 21 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

★★★★目次★★★★

※このニュースは、12 月 1 日から 15 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

※今号はございません。

関係機関の動き

- 2-1 知的財産産業の分類、対策不在なら支援でも (12. 1)
- 2-2 IP サービス人材育成に本腰 (12. 3)
- 2-3 大切な研究資料、電子研究ノートで守る (12. 3)
- 2-4 「特許担保」貸出、来年下半年から施行 (12. 4)
- 2-5 コア・基盤技術特許確保が可能な 30 大の有望な技術選定 (12. 5)
- 2-6 韓国政府 3000 億を投じて 30 万人の IP 人材を育成 (12. 6)
- 2-7 韓国人の欧州特許登録、簡単かつスピーディに (12. 6)
- 2-8 2013 年度の知的財産施行計画及び産官学協力研究協約のガイドラインを議決 (12. 12)
- 2-9 今後 5 年間「知財関連の人材 30 万人に教育」 (12. 13)
- 2-10 アイデアの知的財産化への一歩、KIPRIS を改編 (12. 14)

模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 エリクソン、特許権侵害でサムスン電子を ITC に提訴 (12. 4)
- 3-2 上場メーカーの 15%、「最近 1 年間知的財産が漏えい」 (12. 7)
- 3-3 サムスン-アップルの最終審「衝突」 (12. 7)
- 3-4 アップルの「コア特許」相次いで無効 (12. 10)
- 3-5 競合会社の技術動向把握できるソリューションが登場 (12. 11)
- 3-6 「LG ディ스플레이・LG 電子が LCD 特許侵害」 (12. 13)
- 3-7 米裁判所、サムスンの標準特許侵害主張一部を退き (12. 14)

- 3-8 LG 電子、アルカテル・ルーセント特許侵害の疑いが晴れ (12. 14)
- 3-9 サムスンと LG、特許訴訟が感情的な争いに (12. 14)

デザイン (意匠)、商標動向

- 4-1 容易に創作されたデザインはデザイン登録できない! (12. 7)

その他一般

- 5-1 JAPIO、「特許、公共と専門性を高めた民間サービスとの区分が必要」 (12. 1)
- 5-2 ABS より安全な次世代ブレーキ登場 (12. 4)
- 5-3 クラウドが分かると IT 未来が見える (12. 8)

法律、制度関連

※今号は、ございません。

関係機関の動き

2-1 知的財産産業の分類、対策不在なら支援でも

電子新聞 (2012. 12. 1)

「合致する業種カテゴリが見つからず、当惑しました。結局、似ている分類をあれこれ探して登録しましたが、今は(登録した業種カテゴリを)ちゃんと覚えていません。」

2010 年初め、韓国初の特許管理会社を立ち上げた「IP キューブ・パートナーズ」のミン・スンウク代表が事業者登録手続きを行う際に感じた不便をこう語った。知的財産サービス産業の分類カテゴリが明確になっていないためだ。同業界のもう 1 人の代表は、こうした状況を「親のない子」と表現した。

韓国政府が今年を知的財産大国の元年を宣言して積極的な支援を掲げたが、まだ基本的なことさえ整っていない。知的財産サービス産業を次世代の中心事業として集中支援するとは言っているが、効果を疑問視せざるを得ない。業界の関係者は、「政府が知的財産サービス産業を育成するとしているが、「掛け声倒れ」に聞こえる理由だ。対象すらしっかり把握していないだろう。」と批判した。

先進国も完璧ではないが、ある程度の分類は整っている。米国は、「知識基盤サービス業」として特許・商標・著作権のライセンス、特許などの文書出願及び検索関連業種、特許仲介関連業種などに分類している。日本の場合も、「特許管理関連サービス」、「翻訳

サービス」、「代行検索サービス」など8つの業種を知的財産サービス産業とみなしている。

問題は、分類の確立まで1年以上がかかるということだ。政策的な効果を確認するためには、業界の実態把握などに相当の時間がかかる。韓国特許庁産業財産振興課のク・ヨンミン課長によると、「産業標準分類の周期が長く、中期的にアプローチしなければならない状態だ」という。

業界では、短期的には政府事業への参加制限や租税優遇などの不利益に対する産業支援の強化を求めている。知識財産サービス協会の関係者は、「政府研究開発(R&D)事業に参加したくても分類カテゴリが合致しなくて申請すらできない。政府が育成に意欲的であるだけに、業界全体を配慮した政策的な支援を強化すべきだ。」と語った。

知的財産サービス産業の分類の早期実現を求める。先進国も分類が明確ではないものの、次世代の成長エンジンとして雇用創出効果が大きいだけに、韓国が積極的に取り組む必要があるという説明だ。韓国特許庁は、知識財産の情報調査及び分析、翻訳、コンサルタント、システム、技術移転・取引、管理代行、金融に分けている。これを国家標準産業分類にすると、知的財産サービス業(中分類)、そして小分類として「知識財産の創出及び活用サービス業」と「知識財産の保護、管理及び経営コンサルタントサービス業」に分けられる。

昨年ベースで知的財産サービス業会の市場(売上)規模は、2631億5000万ウォンにのぼっている。知的財産の法律代理人は対象外だ。2010年ベース知的財産サービス業の従事者数は、8005人だ。

<キム・ジュンベ記者>

2-2 IP サービス人材育成に本腰

電子新聞(2012.12.3)

韓国政府が知的財産(IP)サービス産業の人材育成に本腰を入れる。国家知識財産委員会の戦略化企画団のコ・ギソク団長は、3日、ソウルで開催された「国家知識財産ネットワーク(KIPnet)第2回カンファレンス」でこのような内容を正式発表した。

コ団長は、「国家知識財産戦略1年、その理想と現実」という主題講演において「今月に開かれる委員会で知的財産人材育成の総合計画を審議する予定だ」という内容を明らかにした。今回の措置は、専門人材の不足を指摘する業界の声を反映したものだ。韓国政府による知的財産サービス産業の実態調査の結果によると、IPサービス業界の57.2%が「専門人材が不在している」と答えた。IPを活用の公共機関とIPサービス専門企業では、その割合がそれぞれ80%と74.5%とさらに高い。

コ団長は、この1年間の成果について「知的財産の創出・保護・活用・基盤などの各分野で前向きな変化の兆しが現れているが、根強く残っている懸案が山積している」としてこれからの役割の重要性を強調した。

生命工学政策研究センターのヒョン・ビョンファンセンター長は、「価値のある IP 創出と戦略としての IP-R&D 連携策」という講演で「R&D パラダイムの変化に応じた戦略的な知的財産の創出を実現するためには、研究の遂行段階でも急変している技術環境の変化を反映すべきだ」と強調した。センター長は、そのための R&D 支援システムの運営策として 4P の R&D 支援システムを提案した。4P システムとは、論文(Paper)・特許(Patent)・産業(Product)の分析である 3P 分析システムにポートフォリオ(Portfolio)分析を加えたものだ。この提案についてパネリストは、「革新的な技術の開発を通じて活用と保護に問題のない、価値のある IP 創出を実現するためには、研究者・情報分析及び市場分析専門家・法律家間の「協力研究システム」を設ける必要がある」という意見を示した。

韓国知識財産保護協会のイ・ミンジェ本部長は、「中小・中堅企業の目に見えない特許紛争の現実と今後の課題」という発表において「韓国が IT 大国として飛躍したため、特許紛争が多くなっている」として特許紛争の対応に向けた大手・中小企業間の協力の必要性を強調した。パネル・ディスカッションに参加した KIM&CHANG 法律事務所のハン・サンウク弁護士は、「中小企業は、知財権紛争を経営の枠に据え置き、係争に備えるべきであり、政府は、苦勞している中小企業の特許紛争の対応を体系的に支援する策を講じるべきだ。」と提案した。

アイデアブリッジのキム・ホンイル代表は、「国内外の IP 金融政策・制度の動向と今後の課題」を発表し、IP 金融発展の阻害要素として△金融規制による投資誘致の難しさ、△基礎資産の無効化率による財務的な投資誘引の不足、△IP ビジネスが創出に集中されていること、△IP-金融分野間の交流の難しさなどをあげた。

<キム・ジュンベ記者>

2-3 大切な研究資料、電子研究ノートで守る

韓国特許庁(2012. 12. 3)

韓国特許庁は、12月7日、コエックスにて大学・政府系研究機関及び、R&D 専門機関の研究者・研究管理者を対象に「第3回研究ノート拡大セミナー」を開催すると発表した。

「研究ノート拡大セミナー」は、昨年の上半期にスタートし、今回で第3回を迎える。セミナーでは、電子研究ノートに焦点を合わせて行われる。電子研究ノートは、電子文書の形態で内容を記録・保存する研究ノートを意味し、作成が便利なおうえ、時点認証ができるため、研究情報の管理が簡単だというメリットがある。

今回のセミナーでは、電子研究ノートの法的効力をはじめ、公的研究機関の電子研究ノートシステム構築の事例、海外の電子研究ノートソリューション導入事例などの発表が行われるため、研究ノートを直接作成している研究者だけでなく、電子研究ノートのシステム導入を希望する研究機関が関連情報を得る良いチャンスになると期待されている。

る。

そのなかでも、「iKooB」というモバイルアプリケーションを開発したカトリック医科大学のチョ・ジェヒョン教授の講演が2部に用意され、関心を集められている。研究者が研究室ではなく、現場での研究開発情報の記録・管理に不便さを感じていただけに、チョ教授の講演でモバイル環境における研究情報管理策が提示されるとみられている。

セミナー会場には、電子研究ノート関連の9社からパビリオンが設けられ、セミナー開始1時間前から参加者が自由に訪問して各会社の製品を体験でき、研究機関の担当者も電子研究ノートシステムの構築に関する詳しい情報が得られる。

今回のセミナーは、R&D 特許センター研究ノート拡散支援本部が主管し、オンライン受付で参加申請できる。詳しい内容は、R&D 特許センター研究ノート拡散支援本部 (www.e-note.or.kr, 02-3287-4295)で確認可能だ。

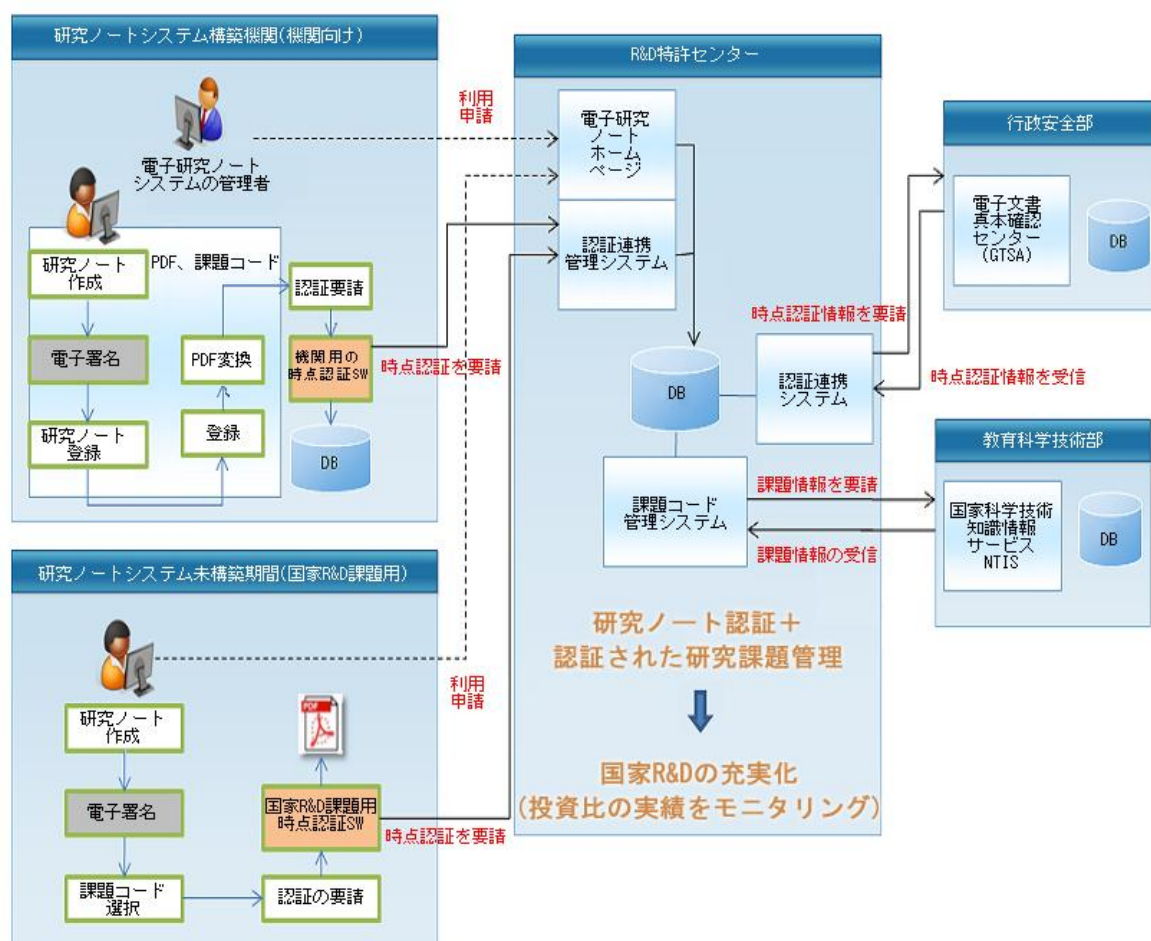
<電子研究ノートの時点認証サービス>

□ 電子研究ノートの時点認証サービスの概要

○ (内容) 電子研究ノートの証拠としての力を確保するため、行政安全部電子文書真本確認センターと連携して時点認証情報(Time-stamp)を提供するサービス

○ (効果) 電子記録物について「誰が」、「いつ」作成したかについて第3社により立証可能であるため、研究情報の法的保護及び所有権の係争時に立証資料として使用可

<電子研究ノートの時点認証のプロセス>



2-4 「特許担保」貸出、来年下半期から施行

韓国特許庁(2012. 12. 3)

特許権を担保に資金調達することが可能となった。アイデアや技術はあっても担保のない中小・ベンチャ企業には成長基盤になると期待されており、知的財産(IP)を重視する姿勢の拡大や中小・ベンチャ企業の IP に対する認識転換に貢献すると考えられている。

中小企業庁は、4日、来年の下半期から特許などの知的財産権を担保に融資を行う「特許担保ローン(仮称)」を施行すると発表した。

6月に「動産・債権などの担保に関する法律(動産担保法)」の改正により制度的基盤が設けられ、担保として設定可能な「動産」に機械・在庫資産・農畜産物に、特許までが対象となった。

政府の特許担保ローンは、特許以外にも実用新案権・デザイン権も可能だ。商標権は、中小企業の特徴を踏まえて除外する方針だ。価値(バリュー)評価は、技術補償基金のような技術評価機関に依頼する。特許の価値を1000万ウォンに評価した場合、それによる担保認定比率に応じて融資する仕組みだ。銀行では、動産担保貸出の認定比率を3~4

割にしている。

中小企業庁企業金融課のキム・ムンファン課長は、「IP は、価値の明確化が困難なため、銀行が二の足を踏むことも理解できる。議論はあるだろうが、政府が優秀特許の保有企業を育成するという意味で推進している。」と述べた。

<キム・ジュンベ記者>

◆ニュースの目

「導入は歓迎する。問題は、信頼できる価値評価だ。」

特許担保ローンに対する IP 専門家の反応だ。政府が IP の重要性を認めたということでは歓迎している。ただ、「企業の立場から納得できる価値評価の結果を技術評価機関が出すことは容易ではない」という向きがある。

それは、IP の市場性のためだ。一般的に IP は、汎用性を持っていないとされる。企業のニーズに応じて相当の価値を認める場合もあるが、大半がそうではない。これは、政府の評価に対する IP 保有会社の不満につながりかねない。業界の関係者は、「かつて技術取引所が活性化されなかったことから分かるように、評価が非常に難しい。まだ特許の価値を正確に評価できる水準ではない。」と指摘している。

政府は、担保認証の比率を市中銀行の商品(3~4 割)より高い 5 割前後だと見ている。だとしても、特許の価値が期待より非常に低い水準になると、意欲的に企画した事業が頓挫してしまう恐れもある。

そのため、実施権を与えた場合など、市場で流通される IP を中心に取引が行われるべきだという主張も提起されている。通常・専用実施権のライセンス費用で価値を逆算する方法だ。IPCube パートナーズの代表は、「特許の価値は、評価機関によって 3~4 倍の差が出る。無理に特許を評価して貸し出しを行うのは、最悪の場合、失敗に終わってしまう可能性もある。」と懸念を示した。

一方、これとは反対の意見もある。既にライセンス中の企業に政策資金の需要があるかどうかについて疑問を示しているのだ。P&IP のキム・ギルへ取締役は、「IP の価値変動性が高いのは確かだが、市場の価格と多少の差があっても企業の資金調達という面では導入による実効性が大きい。」と強調した。

2-5 コア・基盤技術特許確保が可能な 30 大の有望な技術選定

韓国特許庁(2012.12.5)

今後 3~5 年以内にコア・基盤技術の特許を先取可能な有望な技術として▲成体幹細胞の技術、▲人間模写メカニズム技術(生体情報システム)、▲モバイル拡張現実技術など、30 の技術が選定された。

知識經濟部・保健福祉部・国土海洋部・放送通信委員会などの政府 R&D 部署が参加し、バイオ・ロボット・移動通信の 3 大分野から特許分析に基づき、分野別に 10 大有望な未来技術を選定したと韓国特許庁が 4 日に発表した。

*バイオ(知識経済部・保健福祉部・国土海洋部)、移動通信(知識経済部・放送通信委員会)、ロボット(知識経済部)

3大分野別の30の有望な技術は、関連部署が積極的に取り組み、100大の候補技術を選定した後、▲韓国の特許競争力の分析、▲特許紛争情報の分析、▲技術別・出願人別の特許障壁の分析、▲空白特許領域の分析など、深層分析を通じて選定したものだ。韓国特許庁は、30大の有望な未来技術を関連部署に提供し、2013年政府R&D課題の企画に活用するよう求めた。

ロボット分野を推進する知識経済部は、既にロボット分野の企画R&D課題9件のうち8件に今回の事業結果を反映しており、移動通信分野担当の放送通信委員会とバイオ分野担当の保健福祉部、国土海洋部も2013年課題選定の際に特許観点の有望な未来技術を積極的に反映する予定だ。

知識経済部ロボット産業分野の担当者は、「特許観点の有望な未来技術を選定し、より客観的な立場で課題を選定することができた。ロボット分野のR&D課題を企画するうえで大きく役立った。」と評価した。

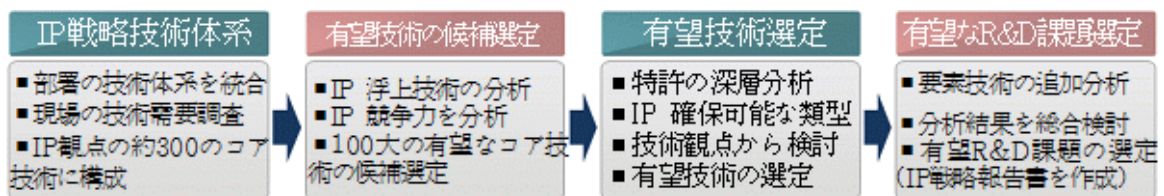
韓国特許庁は、今年、この3分野を皮切りに年次的に18分野に拡大し、特許観点から有望なR&D課題を選定する計画だ。

来年にも、今年に推進した3分野を除いた15分野の中から関連R&D部署と民間の需要を反映して4分野を選定し、有望な未来技術を選定する計画だ。

これまで、政府R&D課題の企画が主に専門家の主観的な評価方式によって進められ、特許観点で重要なR&D課題が推進されるとは言えない状態だったが、これからは、深層的な特許分析の結果に基づいた特許創出の可能性が高いR&D課題が企画・推進される可能性が高くなると期待されている。

キム・ホウォン庁長は、「特許観点から導き出された有望な未来技術に韓国のR&D力量を集中すれば、質の良いR&D特許の創出が可能になり、それがR&D投資効率性を向上し、今後、韓国におけるR&Dの青写真を提示できると期待している。今後、さらに多くの産業分野に同事業の支援を拡大していきたい。」と述べた。

＜特許観点の有望なR&D課題選定事業の概要＞



○ (有望産業分野の選定)部署の需要調査に基づいて3大産業分野*を選定

*3大産業分野：バイオ(知識経済部・保健福祉部・国土海洋部)、移動通信(知識経済部・放送通信委員会)、ロボット(知識経済部)

○ (IP戦略技術の体系づくり)産業分野別における関連部署のR&D技術体系と現場の技

術需要を収集・統合して特許分析の基礎的な技術体系を確立

◦(有望な技術の候補選定)定量分析(浮上技術の分析など)を通じて産業分野別の 100 大有望な技術の候補を選定

- 産業分野別の定量分析(胎動期・発展期・成熟期・衰退期・復活期など)を提示し、上位 100 大の浮上技術を有望な技術の候補として選定

◦(有望な技術の選定)100 大の有望な技術の候補について特許を深層分析*し、有望な技術の候補別に強い特許確保の可能性の把握及び創出戦略を提示

*深層分析：技術別の特許係争の現状と特許障壁を分析、IP History 分析、空白領域の分析(目的(問題点)/(解決)手段はマトリックス)

- 特許分析の結果に基づき、100 大の有望な技術の候補別に IP 確保可能な類型(基幹技術、改良特許など)を分類し、技術専門家の技術面での実現可能性を検討・比較し、上位 10 大技術(S 急の基幹技術特許の確保可能な技術中心)を有望な技術として選定

<IP 確保類型の定義>

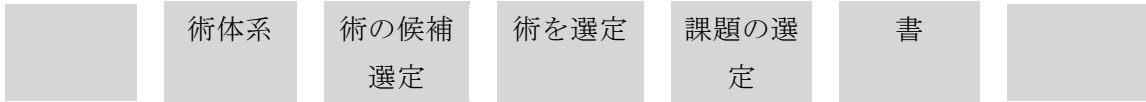
IP の類型		定義
S 級	基幹特許	技術的な基礎概念または、それに近い技術を具現した特許
A 級	コア特許	技術を具体化・高度化・製品化するためのコア技術に対する特許。独自の製品及び量産技術で戦略的な提携(クロス・ライセンス)可能な特許
B 級	改良特許	製品の効率的な量産を実現するため従来の技術を改善する特許

◦(有望な R&D 課題選定)有望な技術を中心に追加の深層分析を通じて強い特許創出が可能な有望 R&D 課題を選定

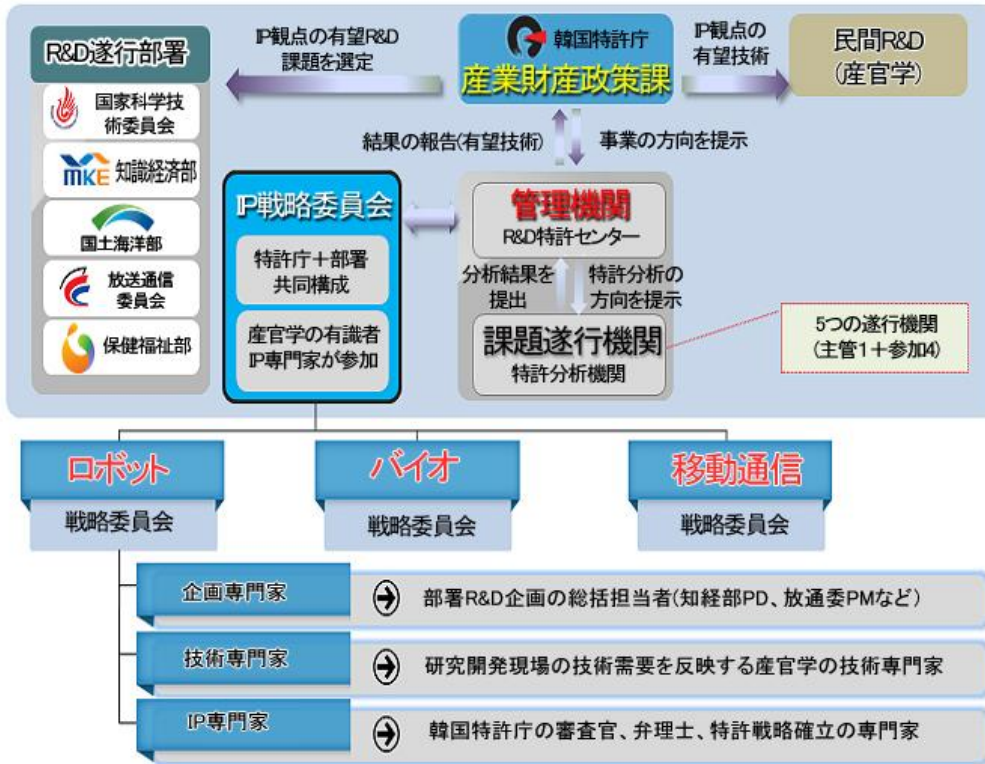
- (IP 戦略報告書の作成)有望な技術及び有望 R&D 課題の選定段階までの分析経過及び結果を統合した IP 戦略報告書(100 大候補技術別に作成)を作成

□主な推進結果





□事業推進の体系構成図



< 3 大産業分野の 10 大有望な技術 >

□ バイオ分野

番号	有望な技術	概要
1	成体幹細胞技術	特定組織の細胞に分化可能な未分化状態の細胞で、臓器の再生が可能であり、倫理的な議論を避けられる幹細胞
2	癌バイオマーカー技術	DNA、RNA、代謝物質、たんぱく質などから由来した単一分子または、分子パターンに基づいて癌を早期発見できる分子診断マーカー技術
3	タンパク質安定化/剤形技術	タンパク質医薬品の安定性を高めるため精製、カプセル、注射剤などに剤形する技術
4	人間抗体の製造技術	ファージ/リボソームディスプレイ技術、形質転換マウスモデルを利用して 100%人間から由来した抗体を製造する技術
5	生物学的な CO ₂ /メタン転換技術	メタン/CO ₂ を有用な物質に変えて再使用する技術
6	バイオプラスチック中間体製造技術	バイオプラスチック製造のためのバイオマス由来の化学中間体製造技術
7	遠隔治療技術	センサー、通信機器などを利用して遠隔地の患者を診断・治療する技術
8	ナノバイオセンサー技術	成体感知物質と信号変化機に構成され、分析対象を選択的に感知する設備
9	植物工場技術	統制された施設内に生物の生育環境を人工的に制御し、工業製品のように計画生産が可能なシステム農業技術
10	有害海洋生物の制御技術	青潮、赤潮などの富栄養化及び攻撃性魚類などの有害海洋生物の除去及び発生防止に関する技術

□ ロボット分野

番号	有望な技術	概要
1	使用者の身元及び特性認識技術	映像/触覚または、準生体情報(体型、肌の色、ヘアスタイル)を用いた身元認識

		技術
2	音源追跡及び音響分類技術	音源の発生位置及び生活環境で発生する音(複数の話者)を区別/認識する技術
3	大容量分散推論の技術	使用者または、環境の累積情報を DB 化してロボットの認知判断に必要な情報を推論する技術(クラウド・コンピュータを活用)
4	人間模写メカニズム技術	人間の筋肉及び関節構造の形状及び作動メカニズムを模写
5	形状剛性推定技術	作業対象の形状及び剛性をセンサー情報から送られ、推定する技術
6	ロボット - 人間の協業作業技術	人間・ロボットが同一の作業物を共に取り扱う協業作業技術
7	3D 環境モデリング技術	3D 地図の生成及び周辺環境認識技術
8	室外位置認識技術	室外の定型/非定型環境における人工/自然標識基盤の位置認識技術
9	3次元の環境ロボット走行経路計画技術	室外環境における移動条件など、障害物を感知及び回避技術
10	ロボット運動状態の総合測定センサーモジュール技術	エンコーダ、ジャイロ、LVL、加速センサーなどを通じてロボットの運動状態(姿勢、重心など)を測定センサー及び方法開発

□移動通信分野

番号	有望な技術	概要
1	小型セル制御技術	データ中心のトラフィック密集地域で安定的にトラフィックを収容するために構築したカバレッジ半径 30M 以内の小型基地局の設備
2	Massive MIMO 技術	大規模の 2 次元構造アンテナ・アレーを利用する技術
3	スペクトラム共有技術	使用していない周波数帯域を認知し、事業者間に周波数共有についての規則を設けて周波数を共有
4	トラフィック状態によるシステム制御及び offloading 技術	トラフィック状態をリアルタイムで感知、周辺の無線網に分散制御し、増加す

		るデータトラフィックを網に分散させる技術
5	モバイル拡張現実技術	最近スマートフォン基盤の拡張現実環境の下、実世界の情報とモバイルインターネットを通じて獲得する外部の情報資源を融合させたサービスを提供する技術
6	基地局間の協力通信技術	基地局間の協力を通じて基地局セルの協会部分の端末同士の干渉を減少する技術
7	セルラー基盤の M2M(MTC)技術	M2M(Machine to Machine)、または MTC(Machine Type Communication) は、モバイルネットワークを通じたマシン・タイプの通信(以下、事物通信)
8	異種網の干渉除去技術	出力が違うセル同士がお互い隣接するか、重複されている環境で異種網間の干渉を管理する技術
9	モバイル移動通信アンテナ技術	移動通信アンテナは、モバイル端末/基地局などに利用されるアンテナ
10	無線充電技術	磁気誘導方式、磁気共振方式、非接続方式などの無線エネルギー転送技術

<添付 3> 18 大の産業分野リスト

大分類	18 大産業分野	関連部署	技術発展の速度及び特徴	特許分析に必要な周期	特許分析の重点事項	
1	情報通信	情報通信メディア	2 部署	速い	2 年	コア特許確保
2		次世代移動通信	3 部署	速い	2 年	コア特許確保
3		半導体/ディスプレイ	2 部署	速い	2 年	コア特許確保
4		LED/光	2 部署	速い	2 年	コア特許確保
5		知識サービス/USN	3 部署	速い	2 年	コア特許確保
6		SW/コンピュータ	4 部署	速い	2 年	コア特許確保
7	産	産業融合技術	4 部署	遅い	3 年	基盤特許確保

8	業 / バ イ オ	次世代ロボット	6 部署	遅い	3 年	基盤特許確保
9		電力/原子力	2 部署	遅い	4 年	基盤特許確保
10		農林水産食品加工	4 部署	遅い	3 年	基盤特許確保
11		バイオ/医療	4 部署	遅い	3 年	基盤特許確保
12		産業素材*	2 部署	遅い	3 年	基盤特許確保
13	運 送 / エ ネ ル ギ ー	環境/気象	2 部署	-	3 年	複合
14		陸上輸送	2 部署	-	3 年	複合
15		製造インフラ	3 部署	基盤技術	3 年	基盤特許確保
16		海上及び航空輸送	4 部署	基盤技術	3 年	基盤特許確保
17		エネルギー資源	4 部署	-	3 年	複合
18		新再生エネルギー	4 部署	実証中心	3 年	コア特許確保

※基盤特許：技術的な基礎概念又は、それに近い技術を具現した技術

※コア特許：技術を具体化・高度化・製品化するためのコア技術に対する特許

独自の製品及びコア量産技術で戦略的な提携(クロス・ライセンス)可能な特許

2-6 韓国政府 3000 億を投じて 30 万人の IP 人材を育成

韓国特許庁(2012. 12. 6)

韓国政府が今後の 5 年間、3000 億ウォンを投じて知的財産(IP)人材を確保する。グローバル特許競争に取り組む高級人材 2 万人と企業の IP 経営を主導する 30 万人の人材育成を目標としている。国の IP 競争力強化の土台を構築するための基盤固めだ。電子新聞は、先般、政府が知的財産大国を掲げているのに専門人材は非常に不足しているという問題を指摘した。

国家知識財産委員会は、IP 基盤の経済をリードする人材の確保に向けた「国家知識財産人力養成の総合計画(2013~2017)」を今月に議会に上程する。企画財政部・教育科学技術部・法務部・雇用労働部・文化体育観光部・中小企業庁・特許庁など、10 の部署が共同で推進した。

総合計画には、IP 人材育成の土台を築くという意味がある。3150 億ウォンの予算を投じて 5 大分野を育成する。5 大分野は、IP 管理、グローバル IP サービス、創造・融合型 IP 創出人材、IP 人材のすそ野の拡大、IP 人材育成の基盤構築だ。IP サービスを担

当する高級人材を養成し、企業の IP 専門性を強化することが目的だ。IP の大衆化も大きな柱の一つとなっている。

中小企業の知的財産管理担当者の教育、最高経営責任者(CEO)の IP 経営認識の拡大、理系大学に知的財産の基礎教育を組み入れるなどの取り組みを文化庁・中小企業庁・特許庁が行う。IP 人材の育成基盤の強化を通じて今後予想される企業の需要に応える形だ。韓国政府は、IP 創出・管理・サービス分野に来年から 5 年間、在職者をはじめ 92 万 8000 人の教育需要を予想している。

国家知識財産委員会戦略企画団のコ・ギソク団長は、「米国などの先進国では、以前から IP 中心の経済体制にシフトさせ、IP 分野から相当の雇用が生まれた。総合計画は、政府の IP 育成への意欲を反映したものであり、IP 基盤経済への変換に大きく貢献するだろう。」と述べた。

<キム・ジュンベ記者>

2-7 韓国人の欧州特許登録、簡単かつスピーディに

韓国特許庁(2012.12.6)

欧州特許の取得手続きが簡素化し、登録に要される期間も短縮される。

キム・ホウォン特許庁長は、12月3日、ドイツのミュンヘンで欧州特許庁の Benoit Battistelli 庁長と欧州・韓特許庁の長官会談を開き、韓国人が欧州特許庁に特許を出願する時の書類提出要件の簡素化を内容とする了解覚書を締結した。

今回の了解覚書の締結により、出願人が先行技術調査の結果を欧州特許庁に直接提出する義務を韓国特許庁が代理することになり、欧州に特許を出願する企業や個人の負担が大きく軽減されるものと期待されている。

韓国特許庁と欧州特許庁は、両機関が保有している特許情報の交換と自由な活用についても合意した。今回の合意を通じて欧州特許庁が保有している膨大な特許情報を、韓国特許庁をはじめ、韓国の特許情報サービス会社も活用可能となり、韓国の特許情報サービス産業発展の呼び水になるとみられている。

一方、オーストラリアのウィーンで12月5日に開催されたオーストラリア・韓特許庁長官会談では、両国の特許審査ハイウェイ(Patent Prosecution Highway, PPH)及び国際特許審査ハイウェイ(PCT* Patent Prosecution Highway, PCT-PPH)施行に関する了解覚書が締結された。

*PCT: 国際特許協力条約(Patent Cooperation Treaty)の頭文字。個別国にそれぞれ出願する手間を省くため、国際出願(PCT出願)を行った場合、各国に出願したものとみなす国際協約

オーストラリアと PPH 及び PCT-PPH の施行を通じてオーストラリアに出願される韓国人の特許出願の審査期間が大幅短縮されるほか、韓国に出願されるオーストラリアの特許出願に対する特許庁の審査負担が軽減されることが期待されている。

キム・ホウォン庁長は、今回の合意について「年間約 500 件にのぼっている欧州への特許出願の手続きが簡素化し、オーストラリアに特許登録する時の期間も短縮されたことで、欧州に進出する韓国企業の特許活動に大きく役立つだろう。」と評価した。

韓国特許庁は、2013 年第 1 四半期以内に韓国の出願人が今回の合意によるメリットを享受できるよう、欧州とオーストラリアの特許庁と関連制度の施行に向けた具体的な実務の議論を早期にまとめる計画だ。

2-8 2013 年度の知的財産施行計画及び産官学協力研究協約のガイドラインを議決

国家知識財産委員会(2012.12.12)

□ 大統領所属の「国家知識財産委員会」は、12 日、キム・ファンシク総理の主宰で第 7 回の会議を開催し、

・「2013 年度国家知識財産施行計画」、「第 2 回国家知識財産人材育成総合計画(2013~2017)」、「産官学協力研究の協約ガイドライン」の 3 本の案件を審議、議決した。

・また、「知的財産権の紛争解決制度先進化に向けた特別専門委員会」から 2012 年度の運営結果の報告を受けた。

□ 2013 年度の施行計画は、昨年 11 月に確立された 5 年単位の基本計画を移行するために設ける年次別のアクションプランであり、

・20 の関係部署及び 17 の広域自治体が 1,122 件の管理課題を推進し、そのために関係部署が計 2 兆 4,411 億ウォンを投じる（政府が国会に提出した予算案ベース）ことを枠組みとしている。

□ 人材育成総合計画は、知的財産の人材育成を目標とした中長期のマスター・プランであり、

・今後 5 年間、知的財産の専門人材 5 万人を育成し、企業の担当者など 30 万人に専門教育を実施することが主な内容だ。

□ 産官学の協力研究協約のガイドラインは、開放型イノベーションの活性化を図るため、民間が積極的な協力研究に関して協約を結ぶ時の相互準拠として活用できるよう、

・協力研究成果の所有権の帰属、実施権、収益の配分などを基準に計 6 の契約タイプと判断基準を提示し、協約当事者が無駄な時間と費用を削減し、葛藤などを解消できるように支援した。

・また、研究開発成果に対する合理的な収益配分の基準を提示し、産官学の利益バランスを図り、地方の大学と中小企業などがより多くの協力研究のチャンスが得られるものと期待されている。

□ キム・ファンシク総理は、「国家知識財産委員会が昨年7月に発足し、未来を見据えて一生懸命に取り組んで短期間に意味のある成果を成し遂げた。」と評価し、

。政府が「知識財産基本法」を制定し、知財委を発足させることで知的財産大国の実現に向けた種をまいた」ことを想起させ、

。今後、「知的財産が韓国経済のけん引役として成長をリードし、質の高い雇用と国富の創出という実を实らせるよう、国のレベルで持続的に力量を集中させていかなければならない。」と語った。

□ この日、討論を主宰したユン・ジュンヨン民間委員長は、「この1年、委員会議の民間人の専門的な見識と身を惜しまない奉仕、そして任された実務を黙々と行い、制度を後押ししてくれた知識財産戦略企画団のご尽力に感謝いたす。」と称え、

。「新年には、政府と民間が共に精進し、知的財産大国の実現にもう一步近づけられる1年になることを祈念する。」と希望を示した。

□ 知財委の幹事委員であるイム・ジョンリョン国務総理室長は、2013年度の施行計画と関連し、「知財委は、施行計画の推進状況を持続的に点検していく一方、2014年の初旬には、それを総合的に評価する予定だ。」と述べ、

。「知的財産戦略の政策がしっかり根を下ろすことが至急な課題であることを踏まえ、評価はコンサルタントを中心に行う計画であり、その結果を関係機関と共有し、政策の確立・執行に反映して行きたい。」と述べた。

□ 一方、今回の委員会の案件準備及び特別委員会の運営など、実務を総括した知的財産戦略企画団のコ・ギソク団長は、「今日議決された2013年度の国家知識財産の施行計画と第2回知的財産人材の育成総合計画、そして2つを柱とする特別委員会の結果などは、それぞれも大きな意味を持っているが、今後、これらを統合的に一貫して組み合わせしていく、ボーダレスな政府全体の取り組みが政策の成果の鍵になるだろう。」と強調した。

2-9 今後5年間「知財関連の人材30万人に教育」

韓国特許庁(2012.12.13)

韓国政府は、12日、企業と市場が求める知的財産人材を体系的に育成するため、「第2次国家知識財産人力養成の総合計画(2013~2017)」を関係部署合同で発表した。国家知識財産委員会の議決を経て発表されたこの計画により、激化している知的財産権の国際紛争に対応できる知的財産の専門人事を円滑に確保できると期待されている。

この計画について、政府は、今後5年間知的財産権の創出・活用・保護などを担当す

る知的財産専門人材 30 万人(在職者の教育を含める)を教育を通じて育成する計画だ。特に、今回の 2 次計画では、従来の大学(院)生など、知的財産創出から知的財産の管理・サービスなどを担当する専門人材育成に軸足を置き、その規模を現在の 3 万人から 5 万人に拡大して質の高い雇用の創出と結び付ける計画だ。そのため、政府レベルで今後 5 年間、計 3 千 100 億ウォンを、特許庁には 1 千 500 億ウォンを投じる計画だ。

今回の計画は、5 大部門 21 件の重点的な課題が選定され、韓国特許庁が集中的に推進する部門別の中心内容は下記のとおりである。

□ ビジネスに強い知的財産管理人材を育成

企業で早急な対策が求められる紛争対応、知的財産経営戦略の確立など、ビジネスに強い知的財産管理人材の育成に向けて韓国特許庁は、新規人材の育成過程とともに職人材の再教育課程を運営する。また、知的財産管理分野の中堅人材の専門性をさらに強化するため、知的財産専門学位課程の運営を支援し、国別の専門課程を通じて中小企業人材の紛争対応力を強化していく計画だ。

一方、企業経営者の知的財産経営の認識を向上するため、知的財産担当取締役(CIPO)間のネットワーク構築と情報交流を支援するほか、知的財産実践大会の受賞者などの優秀な人材を次世代の知的財産のリーダーに育成するプログラムも運営する。

□ グローバル知的財産サービス専門人材を育成

知財権紛争に対応できる専門人材ニーズの増加に応え、グローバル競争力を兼ね備えた弁理士を育成するため、韓国特許庁は、弁理士の選抜及び資格など、弁理士制度を専門性の強化という方向から見直し、弁理士の研修を強化して年平均 3 千人の弁理士に再教育を行う予定だ。

また、国の知的財産サービス産業の発展戦略に応えるサービス専門人材を育成するため、知的財産情報検索・分析、翻訳、価値評価など専門分野別に特化された教育課程を運営する計画だ。

□ 創造的・融合型の知的財産創出の人材育成及び人材のすそ野拡大

韓国特許庁は、大学(院)生に対する知的財産教育を拡大・強化して今後 5 年間約 14 万人の予備知的財産創出人材の育成を推進する。そのため、現在 5%である理系大学生の知的財産関連授業の受講率を 20%にまで徐々に拡大していく予定だ。

また、知的財産教育の先導大学を 16 校以上選定・支援し、大学教授を対象とする知的財産教育プログラムも持続的に拡大・運営する。また、小・中・高校の教科書に知的財産権を載せるほか、一部の基礎自治体に設置されている発明教育センターを全ての自治団体に拡大するなど、青少年教育プログラムを拡大していく計画だ。

□ 知的財産人材養成の基盤構築

韓国特許庁は、体系的かつ効率的な知的財産人材の育成に向け、中央政府と地方自治体・大学などの教育機関・企業が協力する地域に、必要とする知的財産人材をその地域から供給できるシステムを広域地方自治団体別に構築する計画だ。

また、知的財産人材の力量の評価システムと採用情報システムを設け、雇用のミスマッチを解消する一方、知的財産人材の育成事業を体系的に推進し、制度化していくため、「知識財産教育振興法」の制定も検討する予定だ。

韓国特許庁のキム・ホウォン庁長は、「知識集約産業が韓国の新しい成長エンジンになると予想されている。知的財産の人材がこの産業の未来を左右する。この計画が順調に施行されれば、知識集約産業の発展をけん引する、良質な雇用が多く創出できると期待している。」と述べた。

2-10 アイデアの知的財産化への一歩、KIPRIS を改編

韓国特許庁(2012.12.14)

韓国特許庁は、無料の特許情報検索サービス(KIPRIS、<http://kipris.or.kr>)のホームページを利用者の視点から使いやすく改編し、来年の1月に正式オープンする。

KIPRIS は、韓国特許庁が保有している国内外の知的財産権情報を一般人がインターネットで検索・閲覧できるように構築した無料の特許情報検索サービスだ。

技術開発段階で先行技術を調査して権利化されている特許技術への重複投資を防げるほか、関心分野の技術動向と競合会社の技術開発方向の分析ができるため、アイデアを知的財産化する出発点としての役割を果たしている。

1998年に無料サービスを開始してから2012年11月末までの累積アクセス回数が約1億2000万人、検索回数約1億8200万回を記録している。

改編の主な内容は、最新デザイントレンドと検索の利便性強化に向け、ホームページのデザイン改編、個人情報保護の強化、ウェブ標準の順守などを通じてスマートフォン、タブレット PC などの様々なユーザー環境の支援、統計の強化を通じた付加情報の提供、初心者向けのホームページ構築、ユーザーマニュアルの強化などだ。

サービス向上に向けた取り組みを持続的に行った結果、2012年「インターネット・エコ・アワード」でサービス革新大賞を受賞した。

韓国特許庁情報企画局のビョン・フンソク局長は、「今回の改編では、動画の検索方法説明を提供しているため、一般人がより便利で簡単に特許情報を検索・閲覧できるようになり、特許情報利用の活性化に大きく貢献すると予想されている。今後とも世界最高水準の特許情報検索サービスの提供に積極的に取り組んでいきたい。」と述べた。

模倣品関連及び知的財産権紛争

3-1 エリクソン、特許権侵害でサムスン電子を ITC に提訴

デジタルタイムズ(2012.12.4)

サムスン電子が自社の特許権を侵害したとして米国裁判所に訴訟を提起したスウェーデンの通信機器大手エリクソンは、同じ理由で米国貿易委員会 (ITC) にサムスン電子を提訴した。

3日、ドイツの特許専門ブログ FOSS PATENTS によると、エリクソンは、先月30日、ITC にサムスン電子の製品が自社の特許権を侵害し、米国関税法 337 条に違反しているとして輸入差し止めを申請した。

関税法 337 条では、米国に輸入される物品が知的財産権を侵害した場合、それを不正な貿易行為とみなして輸入差し止めを命じることができる。対象の製品には、無線通信機器・タブレット PC・メディアプレイヤー・テレビ・基地局などが含まれているという。

エリクソンは、先月27日、サムスンの製品が自社の通信関連特許を侵害したとして訴訟を提起した。これに対し、サムスン電子は、エリクソンの通信関連の特許ファミリーについて使用料を支払ってきたが、該当の特許が標準特許であるだけに、FRAND (公正かつ法理的で非差別的な) 条件を適用すべきだと主張し、エリクソンの要求による契約延長を拒んでいる。

FOSS PATENTS は、「ITC が輸入差し止めを命令すれば、特許侵害パターンが同様である他の製品にも (輸入差し止めが) 適用されるだろう。」とコメントした。

<キム・ユジョン記者>

3-2 上場メーカーの 15%、「最近 1 年間知的財産が漏えい」

デジタルタイムズ (2012. 12. 7)

韓国の上場メーカーの 15% が最近 1 年間、知的財産権を持ち出された経験があることが明らかになった。

最近、大韓商工会議所が 300 社の上場メーカーを対象に「国内企業の知的財産流出の被害実態と政策課題」を調査した結果、「最近 1 年間、コア技術の流出、特許侵害、デザインの盗用などの被害に遭った」と答えた企業が全体の 14.7% にのぼっていると 6 日発表した。

1 年間の平均被害件数は 2.1 件であり、流出の主なルーツとしては、「産業スパイによる技術流出」が 51% で半分以上を占めた。「技術特許の侵害」と「商標・デザインの盗用」はそれぞれ 26% と 23% だ。

業種別では、「自動車及び自動車の部品 (23.8%)」、「情報通信 (23.3%)」、「飲食料 (20.0%)」の業種が 5 社のうち 1 社以上は被害を受けているなど、比較的多く発生している。規模別では、大手企業 (17.4%) の被害が中小企業 (13.5%) より多少多くなった。

しかし、技術流出や知的財産権を侵害されても積極的に対応できていないことも明らかになった。知的財産を侵害された時の対応策について「訴訟や係争などの法的手段で積極的に対応している」は 25.0% にとどまったが、「特別な対応ができていないか、相手

会社に是正を求める程度」は 75.0%に達した。企業が積極的な対応ができていない理由として「訴訟を提起しても実効性のある損害賠償が受けられないため」(44.4%)、「手続きが複雑で多くの費用がかかるため」(22.2%)があげられた。

知的財産を保護するための政策課題として企業は、△知的財産の侵害に対する予防策を強化(31.5%)、△被害の予防・対応関連のコンサルタントの強化(31.1%)、△紛争解決制度の見直し(25.6%)、△処罰の強化(11.2%)の順に挙げた。

大韓商工会議所のパク・ジョンガプ常務は、「韓国企業の技術力と世界市場におけるシェア率が高まり、産業スパイやパテント・トロールによる海外競合会社の牽制が激しくなっている。業界の共同対応と政府の中小企業への体系的な支援対策の拡大が求められている。」と述べた。

<イ・ホンソク記者>

3-3 サムスン-アップルの最終審「衝突」

デジタルタイムズ(2012.12.7)

サムスン電子とアップルが米国特許訴訟原審の最終審議で特許の有効性と賠償金の算定基準などをめぐり、激しい攻防戦を交わした。ルーシー・コー裁判官は、扱うべき事案が多すぎるとして最終判決に多少の時間がかかることをうかがわせた。

米国時間の6日の午後、カリフォルニア州のサンノゼ連邦地方裁判所で繰り広げられた特許侵害の係争においてサムスン電子とアップルは、賠償金の算定問題やサムスン電子のスマートフォン端末の販売差し止め仮処分決定などをめぐって侃々諤々の激論が交わされた。

特に、これまで守りの立場だったサムスン電子が攻撃的な姿勢を見せ、関心を引いた。サムスン電子の弁護士は、特許163(ステップ・ツー・ズーム)が「あいまいな部分」があるため、裁判を改めるべきだと主張すると同時に、賠償金の算定過程でも陪審員が多くのミスをしたと攻撃した。

サムスン電子は、「ギャラクシー・Prevail はデザイン特許侵害の事実がないのに、その部分まで含めて陪審員は賠償金を算定するなどのミスをした。」と指摘し、こうしたミスや特許の認知時点などを全て考慮すれば、8月の評決で決められた10億5000万ドル(1兆2000億ウォン)の賠償金のうち、約9億ドルの賠償金は間違っていると強調した。

アップルも反撃に乗り出し、陪審員が特許侵害を認めたスマートフォン26機種について販売差し止めの決定が下されるべきだと主張した。

サムスン電子は、しかし、そのうち23機種は、現在米国では販売されていないうえ、販売されている機種もデザインの迂回などを通じて侵害はないため、販売差し止めの処分は不当だと反論した。

コー裁判官は、この日、扱うべき事案が多すぎるため、最終判決に多少時間がかかる」と述べた。審理を始めるに当たり、「事案が多すぎるうえに複雑であるため、質問が多く

なっている。全ての事案について総括的な最終判決を下すべきだが、現在では、事案別に判決を言い渡す計画だ。今月中に全ての事案について判決を言い渡すことはしない。」とコメントした。

<キム・ジュジョン記者>

3-4 アップルの「コア特許」相次いで無効

デジタルタイムズ(2012.12.10)

米国で進められているサムスンとアップルの特許係争でアップルは、時間の経過とともに窮地に立たされている。米国地方裁判所の最終審理で担当裁判官が公式に「賠償額算定に錯誤があった」と認めたことに続き、これまでアップルのコア特許と知られる技術が続々と米国特許庁(USPTO)から無効判決を受けた。

9日、主な外国メディアによると、米国時間の6日、カリフォルニア州のサンノゼ連邦地方裁判所で開かれたサムスン電子とアップルの特許侵害本案訴訟の最終審議でコー・ルーシー担当裁判官は、8月の賠償額に錯誤があったことを公式に認めた。

サムスン電子は、この日、「陪審員がギャラクシー・Prevailの場合、商用特許とデザイン特許のうち、商用特許の侵害のみを認めたのに、デザイン特許侵害の賠償金まで算定するミスを犯した。」と指摘した。これについてコー裁判官は、「その賠償額は、本製品に法的な権限はないようだ。」と述べ、算定の錯誤を公式に認定した。そのため、陪審員が決めたサムスンの賠償額は大幅に低くなるとみられている。8月に陪審員は、サムスンがアップルのデザイン及び商用化特許6件を侵害したとして10億5000億ドル(約1兆2000億ウォン)の賠償額を決めた。

審理に先立ち、米国特許庁がアップルのコア特許技術の1件を無効処理した。米国特許庁が最近の予備判決においてアップルのタッチスクリーン・ヒューリスティック特許(特許番号949)が無効だと判決した。この技術は、アップルの創業者である故スティーブ・ジョブズ氏が開発者として参加・登録したいわゆる「ジョブズ特許」で、アップルの代表的な特許技術だと評価されていた。10月にも米国特許庁は、同じくアップルのコア特許の一つであるバウンズバック特許が無効だと暫定的な判断を下したため、アップルには決定打になるかどうかに関心が寄せられている。

最終的に無効化された場合、米国裁判所やITC(貿易委員会)がサムスンの特許侵害を認めるとしても、異議申し立ての法的根拠となる。特許専門家は、「2件の特許が無効になってもサムスンが訴訟そのものを覆すことは難しいが、賠償額を大幅削減したり、販売差止め処分を避けたりするカードとしては価値がある。」と評価した。

一方、コー裁判官は、対立する両社に対し、「交渉を通じて係争を終わらせる必要がある」として合意を勧告したが、両側は異見を縮めないまま審理を終えた。コー裁判官は、「争点が非常に複雑であり、質疑すべき部分も多いため、今月末から事案別に判決を下したい。」と述べ、最終判決まで早ければ数週、数カ月が見込まれている。

<キム・ユジョン記者>

3-5 競合会社の技術動向把握できるソリューションが登場

電子新聞(2012.12.11)

競合会社やパテント・トロールのコア特許を選択的に把握できるソリューションが韓国で開発された。海外でも開発された事例がなく、外部からの特許攻撃に対応したり、競合会社の技術開発動向を把握するうえで有効活用できると期待されている。

広開土研究所(代表カン・ミンス)は、価値特許発見システム「特許ランク (Patent Rank)」を開発したと 11 日に発表し、12 日ソウルでソリューションを公開する。

特許ランクは、同研究所が確保した価値特許のデータベース (DB) を基盤とする。企業が戦略的に利用できる特許を選別したという。主に標準特許、紛争特許、多数の企業が引用 (活用) している特許、パテント・トロールが保有している特許など、今後注目される技術関連の特許だ。研究所は、400 万件以上の米国登録の特許を評価し、点数とランクを付けて選別を行った。評価は毎月行われる。特許ランクでは、DB から価値特許を見つけ出す役割を果たす。企業・技術分野・パテント・トロール別の分析が可能だ。例えば、特定の企業が保有しているコア特許と LTE 分野のコア特許を同時に検索する形だ。

企業が知的財産 (IP) 対応能力を高めるにも有効だ。競合会社だけでなく、パテント・トロールの技術開発と攻撃パターンを事前に把握できる。最近買収した特許や、追加開発して出願した特許などを把握して事前に対応する方法だ。パテント・トロールが今後有望な技術と製品を先に把握して特許を先取りするケースが多いため、企業は商品開発戦略の参考にできる。

広開土研究所のカン・ミンス所長は、「検索特許の 85% 以上は、実は未活用の特許だ。自社のソリューションは、IP リスクに露出された企業が競合会社やパテント・トロールの攻撃に適切に対応するため開発された。」と強調した。

広開土研究所は、未来の技術分析などを目標に 2002 年立ちあげられた。グローバル特許の係争・譲渡 DB を保有している。

<キム・ジュンベ記者>

3-6 「LG ディ스플레이・LG 電子が LCD 特許侵害」

デジタルタイムズ(2012.12.13)

サムスンディスプレイが LG ディ스플레이と LG 電子を相手に液晶ディスプレイ (LCD) 技術特許を侵害したとして訴訟を提起した。有機発光ダイオード (OLED) から始まった両社の係争が LCD に飛び火している。

12 日、両社によると、サムスンディスプレイは最近、ソウル中央地裁に LG ディ스플레이と LG 電子が LCD 特許を侵害したとして訴訟を提起した。

サムスンディスプレイが侵害されたと主張する LCD コア技術特許は計 7 件で、パネル特許 4 件と製造工程特許 1 件、モジュール・駆動回路特許 2 件だ。サムスは、1997 年

11月特許出願した PLS (Plane to Line Switching) 技術を LG ディ스플레이が「AH-IPS」という名前で中小型 LDC パネルに勝手に適用、LG 電子などに供給したと主張した。

PLS 技術は、一つの面板 (Plane) 電極の上に線 (Line) の電極を水平に重複配置する電極構造方式だ。PLS 方式で液晶を駆動するとディスプレイの明るさを大きく改善し、電力消費を減らせるため、高画質のディスプレイ製造に適合だと評価されている。

サムスンディスプレイは、LG ディ스플레이と LG 電子がこの技術を利用している全ての製品の生産と販売を直ちに中断し、20 億ウォンを先に補償するよう求めた。サムスンディスプレイの関係者は、「技術的な検討を行った結果、技術の特許を侵害されたと判断した。特許侵害による被害をこれ以上看過できないという決定により、訴訟を提起した。」と述べた。

これについて LG ディ스플레이は当惑を隠せなかった。「AH-IPS」という名前で技術を出してから時間が経った今になって訴訟を提起したことは理解できないという立場だ。LG の関係者は、「最近、訴状の事実関係を綿密に検討している。競合会社の無理な訴訟に積極的に対応していく計画だ。」と述べた。

今回の訴訟提起により、OLED から始まった両社の訴訟は、LCD にまで拡大した。両社の攻防は、4月の京畿警察庁がサムスンディスプレイの大型 OLED テレビ製造技術を渡された LG ディスプレイの役員など 5 人と、サムスンモバイルディスプレイ (SMC・現サムスンディスプレイ) の前・現職の研究員 6 人など、11 人を逮捕したことを明らかにし、本格化した。その後、9月に LG ディ스플레이がサムスン電子とサムスンディスプレイを相手に OLED 技術関連の特許侵害訴訟を提起したことで両社の訴訟は、プライドを賭けた裁判沙汰となっている。

<イ・ホンソク記者>

3-7 米裁判所、サムスンの標準特許侵害主張一部を退き

デジタルタイムズ (2012.12.14)

米国裁判所でサムスン電子と特許侵害をめぐり、裁判を行っているアップルが裁判所から有利な決定を勝ち取った。

米国時間の 13 日、ブルームバーグ通信は、サムスン電子が提起した 2 件の侵害事項についてカリフォルニア州のサンノゼ連邦地方裁判所は、今回の訴訟では取り扱わないと決定したと報じた。

3 世代 (3G) 携帯電話と関連がある該当特許についてサムスン電子は、アップルによって侵害された標準技術だと主張し、アップルは、サムスン電子が該当特許を不当な方法で取得したため、無効だと主張している。

訴訟を担当しているコー・ルーシー裁判官は、アップルが該当特許を侵害していないという評決を陪審員が出したため、裁判所の裁量で該当特許は取り扱わないと決定した。

今回の決定は、6 日、サムスン電子とアップルの最終審理が始まって初めて出された

ものだ。

サムスン電子の該当特許侵害主張を完全に無力にしたいアップルの要請は退けられたが、ブルームバーグと FOSS Patents とともに今回の決定はアップルに有利だという見方を示した。

<ソ・ジョングン記者>

3-8 LG 電子、アルカテル・ルーセント特許侵害の疑いが晴れ

電子新聞(2012.12.14)

LG 電子がアルカテル・ルーセントの特許を侵害していないという判決が出された。

米国時間の 13 日のブルームバーグ通信によると、カリフォルニア州の南部地方裁判所の陪審団は、フランスのアルカテル・ルーセントが LG 電子とアップルを相手に提起した特許侵害訴訟で両社の特許侵害事実が発見されなかったという評決を出した。これは、フランスパリにあるアルカテル・ルーセントの子会社である Multimedia Patent Trust が 2010 年、アップルと LG 電子を相手に提起したもので、今年 11 月 27 日、サンディエゴ連邦裁判所で審議が開かれ、昨日評決が出された。ブルームバーグは、この事件が 2 年で終結されたと報じた。

マルチメディアパテントトラスターは、アップルのアイフォン、アイポッド、アイパッドのマックブック、LG 電子のチョコレートタッチ VX8577、ブリース UX700、タッチ AX8575、ロータスエリート LX610、ミスティック UN610、サンバ LG8575 など、様々な製品がアルカテル・ルーセントの特許を侵害したと主張してきた。

侵害されたという特許は、動画テクノロジーに関する同社特許のうち 3 件で、アルカテル・ルーセントは、アップルに対して 1 億 7230 万ドル、LG 電子に 910 万ドルの損害賠償額をそれぞれ要求した。

<パク・ヒョンソン記者>

3-9 サムスンと LG、特許訴訟が感情的な争いに

デジタルタイムズ(2012.12.14)

来年、中国や台湾、日本などが有機発光ダイオード(OLED)技術の競争力確保に乗り出し、韓国メーカーを猛追撃すると予想されている中、グローバルチャンピオン企業に成長したサムスンディスプレイと LG ディスプレイの訴訟合戦が激しさを増し、産業界は懸念の声を強めている。消耗的な特許係争が技術革新の足かせとなり、開発力量の集中を妨害しかねないという理由だ。

13 日、サムスンディスプレイと LG ディスプレイは、前日、サムスンが LG を相手に提起した液晶ディスプレイ(LCD)技術の特許侵害をめぐる攻防を交わし、感情的な争いを続けた。

この日の午前、LG ディスプレイは、サムスンの技術について「パクリ」という過激な

表現を使いながら強く批判した。特に、「アップルとの特許訴訟が革新を妨害するとして不当性を強調してきたサムスンが、国内の競合会社を相手にはいい加減な特許訴訟を提起している」と指摘した。LGの関係者は、「LGが独自に保有しているIPS技術のパクリにすぎないPLS技術で特許を提起したことは、常識的に考えてありえないことである。」とコメントした。

これに対し、サムスンディスプレイは、再反論して攻撃を続けた。「LGは、特許訴訟の内容について正確な理解もない状態で勝手な主張をしている」、「メディアを利用しようとするよりは、訴訟に集中してほしい」などと声を強めたほか、「今回の訴訟は、IPSとは何の関係もなく、LGが独自の技術だと主張してきたAH-IPSが実は、液晶が立体的に駆動できるようにする技術であるPLS関連特許を勝手に盗用してきたことが焦点だ。」と強調した。サムスンは、「特許訴訟の対象となっている技術もきちんと把握しないで、でたらめな主張を繰り返しているLGを残念に思う。」と述べた。

業界では、来年度のディスプレイ市場で中国・台湾・日本などの競争国の追撃が強まると予想されている状況を踏まえ、両社の裁判沙汰に懸念の声をを出している。現在、両社は特許侵害訴訟だけでなく、技術使用及び販売の差し止め仮処分申請まで進行しているため、それがお互い打撃をこうむることになって競争国に追い抜かれてしまう可能性があるということだ。まだ競争国との技術格差があるだけに、懸念するほどではないという声もあるが、お互いの技術を傷つけるような状況が続く場合、今後の技術開発が委縮しかねないため、技術競争力の弱まりも懸念されている。特に、元総合技術院長で新たにサムスンディスプレイに就任したキム・キナム社長が最近厳しい状況にある大型OLEDパネル生産問題を解決するため、OLED事業部長も兼任することになっており、技術イシューは一層デリケートにならざるを得ない状況だ。

業界の一部からは、「両側が訴訟過程で本質的な技術問題よりは攻撃に焦点を合わせて感情的な争いになってしまう」という見方も出ている。ある特許専門家は、「特許侵害を理由に訴訟を提起することは、法理的な判断を求めるのが目的であり、非難されることではない。ただ、かつての特許侵害訴訟の中には、過度な競争によるプライドの争いが原因になって特許の本質よりは消耗的な論争に変質してしまうケースが多くあった。」と指摘した。

<イ・ホンソク記者>

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 容易に創作されたデザインはデザイン登録できない！

韓国特許庁(2012.12.7)

市場で生き残り、消費者から愛される強いデザイン権を創出するためには、誰もが容易に創作できるデザイン(容易創作)に関する特許庁の審査方針について関心を持つ必要

がある。

韓国特許庁によると、誰もが容易に創作できるデザイン(容易創作)に該当するとして拒絶決定を受けたデザイン出願は、2007年 230 件にすぎなかったのが 2008年 415 件、2009年 698 件、2010年 875 件、2011年 858 件、2012年 10月まで 1296 件(前年比 51% 増加)と増加しているという。

誰もが容易に創作できるデザインがデザイン登録出願されている背景として韓国特許庁は、基本的なデザインは、流行り廃りが激しくないうえ、より上品なイメージを持ち、生産コストにおける経済性もあるため、消費者と生産者からの選好度が高いことを挙げている。

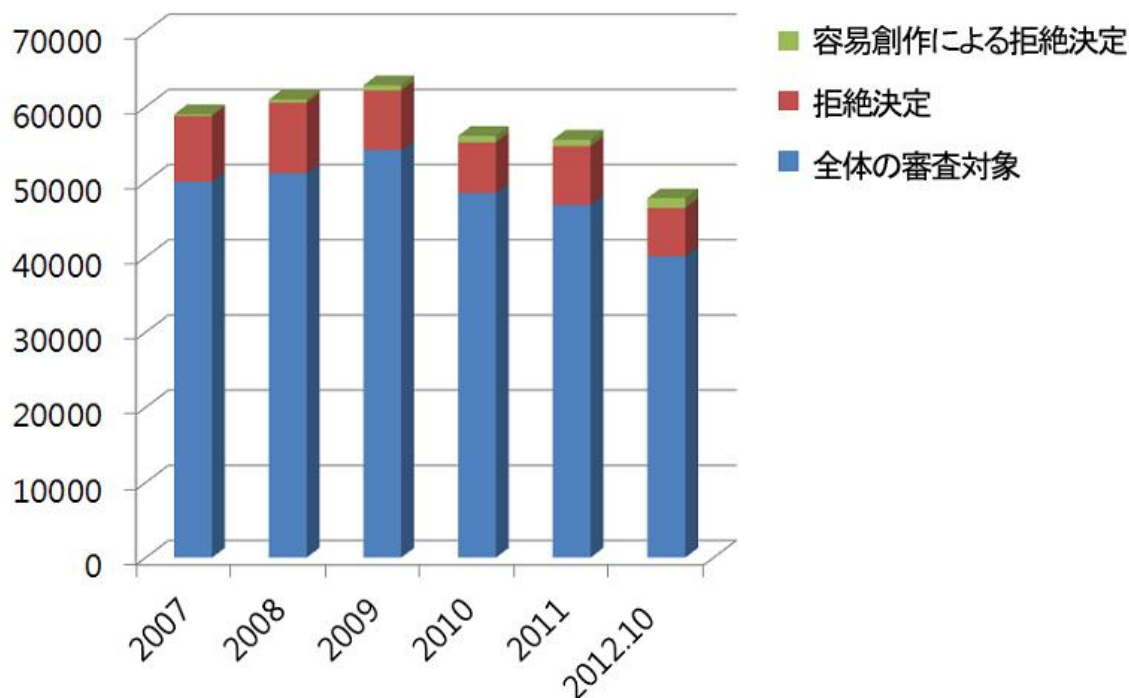
誰もが容易に創作できるデザインとは、国内で広く知られている形態(円形、三角形、四角形、円柱、三角柱、四角柱、円筒、四角筒、六角筒など)をベースに創作されたデザインを意味し、韓国の場合、出願されたデザインが広く知られている形をベースにして容易に創作されたデザインは、デザイン保護法に基づき、デザイン登録を認めていない。

広く知られている形態をベースにしたデザインの拒絶決定の主な事例としては、円柱の形をそのまま「錠剤」に、四角柱の形をそのまま「ティッシュケース」に、三角柱をそのまま「筆箱」に、六角柱をそのまま「遺骨箱」、円錐をそのまま「香水瓶」に単純活用した事例など、広く知られている形態をベースに単純美を強調しただけの飾りのないデザインが挙げられる。

誰もが周知している形態をベースに創作されたデザインについて特定人に排他的な独占権を認めない理由は、こうした形をベースにした基礎的なデザインにまで権利を与えると、デザイン創作活動を著しく除外する恐れがあるため、全ての人がそれに基づいてより創作性の高いデザインを開発できるよう、創作を奨励するためだ。

韓国特許庁デザイン 2 審査チームのソン・ビョンジュチーム長は、「出願されたデザインが創作性の不足を理由に拒絶されることを避けるためには、誰もが周知している形だけでなく、創作者固有の個性がある形(飾り、グラフィックなど)を加えることで、全体的に見て単純でありながらも上品な感じを与えるデザインである時に登録が可能だ。」と述べた。

< 審査対象の中に容易創作によって拒絶決定された件(2007~2012.10) >



区分	2007	2008	2009	2010	2011	2012.10
全体の審査対象(件)	58,757	60,520	62,154	55,248	54,760	46,526
拒絶決定(件、%)	8,977 (15.3)	9,813 (16.2)	8,657 (13.9)	7,623 (13.8)	8,667 (15.8)	7,771 (16.7)
容易創作による拒絶決定 (件、%)	230 (0.4)	415 (0.7)	698 (1.2)	875 (1.6)	858 (1.6)	1,296 (2.8)

その他一般

5-1 JAPIO、「特許、公共と専門性を高めた民間サービスとの区分が必要」

電子新聞(2012.12.1)

知的財産(IP)の有効活用に向け、公共機関が1次的なIP情報を提供して民間がそれを利用し、付加価値の高い情報を再生産すべきだという意見が提起された。公共と民間の領域を区分して活用成果の向上を目指すという主旨だ。

日本特許情報機構(JAPIO)の守屋敏道専務理事は、電子新聞との書面インタビューにおいて、公共機関と民間が協力して価値のあるIP情報を生産すべきだと主張した。守屋専務理事は、「国民に利用しやすい特許検索サービスを提供し、IP情報を標準化されたデータベース(DB)として構築して粗利益(マージン)を残さないことが国の役割だ。民

間 IP サービス業界は、国のつくった 1 次的な情報の高付加価値化を図り、専門的かつ多様な情報ニーズに応えるべきだ。」と述べた。

JAPIO は、1985 年に設立され、日本で初めて特許情報オンライン検索システムを開発した。2001 年には、サービスの向上と発展に向けてオンラインサービスの一部を民営化し、公共領域で IP 情報利用度を高めて公共性を強化した。守屋専務理事は、「公的領域を強化した新しい JAPIO は、特許電子図書館(IPDL)の運用や、公開特許情報の英文翻訳の抄録(PAJ)の作成などを通じて特許庁とともに IP 情報の利用促進に貢献している。」と話した。

日本の特許情報サービスを利用するユーザーは 2 つのタイプに分けられる。一般の大衆と中小企業は、JAPIO が提供している基礎 DB を利用しており、無料サービスの IPDL への選好度が高い。一方で、特許紛争に備えて IP 競争力の強化を模索する大手企業は、民間が提供する有料の商用 DB を利用している。

守屋専務理事は、「IP 情報は、知的財産大国を実現するための重要な要素だ。国と民間が協力して国民の IP 情報活用度を高めるべきだ。」と述べた。公共と民間の協力により、多国の特許情報を同時に検索可能なサービスや特許翻訳サービスなど、付加価値を高めた進歩したサービス提供が可能になるというのが守屋専務理事の考えだ。

<クォン・ドンジュン記者>

5-2 ABS より安全な次世代ブレーキ登場

韓国特許庁(2012.12.4)

最近、ABS¹より進化した次世代ブレーキシステム技術が開発され、今後、車両の安全性向上や事故防止に大きく貢献すると期待されている。

これまで最先端ブレーキとして認識されてきた ABS は、急ブレーキを踏む際の制動距離の短縮による効果が評判を得ており、大型車両への搭載を義務付けるなど、今や一般化した技術として定着した。

最近では、自動車技術の中核的な目標として燃費の向上とともに車両の安全性向上問題が大きく注目され、制動機能をはじめ、左右の滑りや揺らぎをより大きく改善したブレーキシステムの開発が積極的に行われている。

韓国特許庁によると、最近 10 年間ブレーキ設備全体の出願は、緩やかな減少基調を示していたのが最近増加に転じたが、次世代ブレーキシステムの出願は、増加トレンドが続いており、対照的な結果となった。

特に、(株)マンドが全体出願のうち 37%(217 件)を出願し、特許技術の先取りのための

¹ ABS(Anti-Lock Brake System、アンチロック - ブレーキシステム)とは、急ブレーキを踏んだ時、車輪の回転が完全に停止する減少、いわゆる「ロック減少」による車両の滑りを解消するため、短時間の間隔に車輪の回転を許容してロック減少を防止し、制動距離を短縮する。

研究開発がもっとも積極的に行われているものと分析されたほか、現代モビス、現代自動車はその後を続き、海外出願人では、ドイツのボッシュが 9%(53 件)を出願して国内企業と競争している。

国籍別の出願動向は、韓国の 80%(471 件)に続きドイツが 16%(94 件)を出願し、日本や米国より多く出願して次世代ブレーキ分野で競争相手国より技術的な優位を占めている。

ABS に代わる次世代ブレーキシステムの主要技術には、ESC、EHB、EMB、回生ブレーキシステムなどがある。

ESC(Electronic Stability Control、横滑り防止装置)は、車体に搭載された各種のセンサから感知されたデータに基づき、車両の滑りをリアルタイムで感知して各車輪の制動力を個別に制御することによってカーブの走行時に操行性能を向上させた技術で、次世代ブレーキの出願のうち 6 割(353 件)を占めている。

EHB(Electro-Hydraulic Brake、電子液圧ブレーキシステム)は、エンジンの動力によって動いた従来の油圧式ブレーキを改善したもので、電気モーターにより油圧をつくって制動する方式だ。エンジンの停止時にも制動が可能で、ハイブリッド自動車に適用されている。

EMB(Electro-Mechanical Brake、電子機械ブレーキシステム)は、従来の油圧式をブレーキ液が不要な機械式に転換したもので、各車輪に搭載された電気モーターが直接力を加え、制動力を形成する方式だ。油圧式より精密的な制御が可能だ。最近開発が進んでいる電気自動車に利用されるとみられている。

また、回生ブレーキシステムは、ハイブリッド自動車の開発と相まって導入された技術で、各車輪に取り付けられた発電機を稼働させ、制動時に消耗されるエネルギーを電気エネルギーに変換してバッテリーに保存した後、保存された電気エネルギーを再使用するシステムだ。現在実用化され、燃費の向上に大きな効果を示している。

特に、こうした次世代ブレーキシステムは、従来に比べて電子コントロール機能が大きく向上されたもので、最近開発されている知能型自動車の電子コントロール対象に統合されて制御される場合、制動性能の向上とともに、自動運行機能、走行性能の改善、走行時の安楽さの向上にも大きく貢献すると見込まれている。

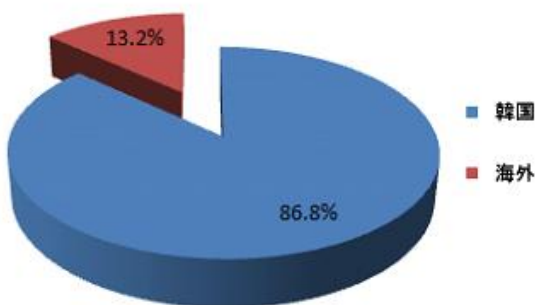
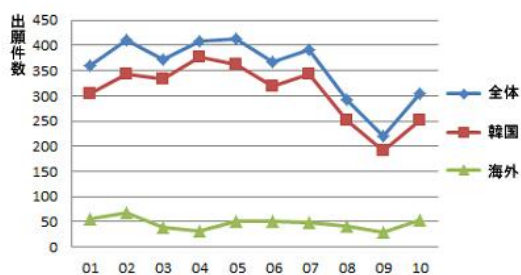
韓国特許庁の関係者によると、次世代ブレーキシステムは、未来型の自動車であるハイブリッド自動車、電気自動車、スマート自動車などと融合され、さらに発展し、特許出願も車両の安全性の向上に対するドライバーのニーズに応え、増加トレンドは続くともみられている。

<ブレーキシステムの技術発展の動向>



<最近10年間のブレーキ分野における出願動向>

□ブレーキ全体の特許出願の動向



<年度別の出願件数>

<出願の割合>

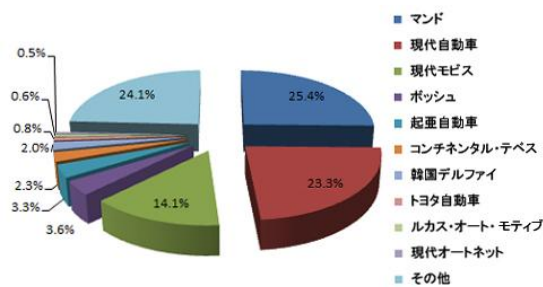
<年度別の出願件数>

(単位：件)

	01年	02年	03年	04年	05年	06年	07年	08年	09年	10年	計
韓国	305	344	334	377	362	318	343	251	190	251	3,075
海外	55	67	39	31	52	50	49	42	29	53	467
全体	360	411	373	408	414	368	392	293	219	304	3,542

□出願の順位及びシェア

順位	出願人	出願件数
1	マンド	897
2	現代自動車	822
3	現代モビス	496
4	ボッシュ	127



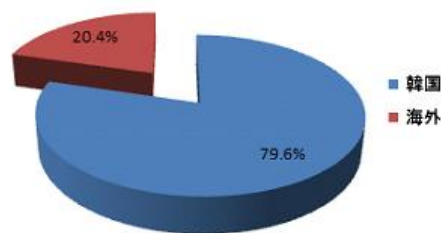
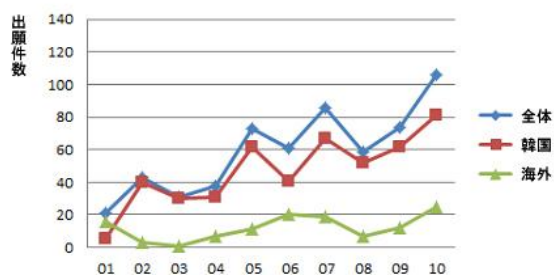
5	起亜自動車	116
6	コンチネンタル・テ ベス	82
7	韓国デルファイ	71
8	トヨタ自動車	28
9	ルカス・オート・モ ティブ	22
10	現代オートネット	17

□国籍別の出願動向及びシェア

<国籍別の出願動向>

	01年	02年	03年	04年	05年	06年	07年	08年	09年	10年	計
韓 国	305	344	334	377	362	318	343	251	190	251	3,075
ド イ ツ	25	33	19	9	24	29	31	24	15	43	252
日 本	21	19	10	12	12	11	9	10	8	3	115
米 国	2	2	5	2	3	5	6	1	2	2	30
フ ラ ン ス	0	0	0	1	6	2	0	2	2	2	15
そ の 他	7	13	5	7	7	3	3	5	2	3	55
全 体	360	411	373	408	414	368	392	293	219	304	3,542

<次世代ブレーク分野の出願動向>



<年度別の出願件数>

<出願の割合>

<年度別の出願件数>

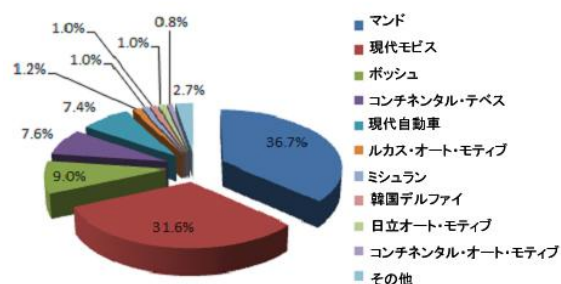
(単位：件)

	01年	02年	03年	04年	05年	06年	07年	08年	09年	10年	計
--	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	---

韓国	5	40	30	31	62	41	67	52	62	81	471
海外	16	3	1	7	11	20	19	7	12	25	121
全体	21	43	31	38	73	61	86	59	74	106	592

＜次世代ブレーク分野の出願順位及びシェア率＞

順位	出願人	出願件数
1	マンド	217
2	現代モビス	187
3	ボッシュ	53
4	コンチネンタル・テ ベス	45
5	現代自動車	44
6	ルカス・オート・モ ティブ	7
7	ミシュラン	6
8	韓国デルファイ	6
9	日立オート・モティ ブ	6
10	コンチネンタル・オ ート・モティブ	5

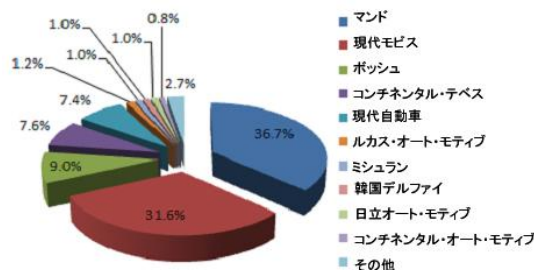


＜次世代ブレーク分野の国籍別の出願動向及びシェア率＞

	01年	02年	03年	04年	05年	06年	07年	08年	09年	10年	計
韓国	5	40	30	31	62	41	67	52	62	81	471
ドイツ	14	2	1	3	8	19	15	5	10	17	94
フランス	0	0	0	3	3	1	0	1	2	2	12
日本	2	1	0	1	0	0	0	0	0	3	7
米国	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	3
その他	0	0	0	0	0	0	2	0	0	3	5
計	21	43	31	38	73	61	86	59	74	106	592

＜技術分野別の出願件数及びシェア率＞

順位	技術分野	出願件数
1	ESC	353
2	回生ブレーキ	108
3	EMB	69
4	EHB	62



5-3 「一人一台ロボットの時代」、特許で備える

韓国特許庁(2012. 12. 7)

最近、一人一台情報端末の時代に続き、一人一台ロボットの時代が 2022 年に到来するという予測が出された²。このように、近い未来にはロボットが日常生活にも広がっていくと予想され、ロボット分野の特許合戦に備えた強い特許の確保が急がれている。

韓国特許庁によると、最近 10 年間³、知能ロボットの韓国における特許出願件数は 8474 件、市場の成長⁴に足並みを揃えて年平均 12.1%の増加率となっている。こうした特許出願の増加は、2003 年に知能ロボットが「次世代 10 大成長エンジン」に選定され、現在まで経 9537 億ウォンの政府予算支援が行われたことが主な背景だと分析されている。

技術分野別の特許出願では、産業用ロボットが 2002 年 90 件から 2010 年 492 件で年平均 23.7%に急成長しているが、サービスロボットは 2002 年 110 件から 2010 年 205 件に年平均 8.1%と緩やかに成長している。これは、ロボット分野の市場シェア率⁵が産業用ロボット 76.8%、サービスロボット 14.3%、ロボット部品 8.9%となっており、市場シェア率が高いほど研究開発が積極的に行われ、特許出願件数にもそれが反映されたものだといえる。

出願人属性別⁶では、掃除ロボットと教育用のロボットは、韓国人の出願がそれぞれ 95.7%、86.4%と高いが、半導体製造ロボットと医療ロボットは、それぞれ 60.0%、61.9%と低い水準だ。

一方、韓国特許庁は、2010 年から知能ロボット分野の知的財産の創出・保護・活用に

² 「2022 ロボット未来戦略」報告書を参照、2012.9. 28 知識經濟部ロボット産業課

³ この 10 年間：2002 年~2012 年 10 月

⁴ 市場規模が 2006 年 7197 億ウォンから 2011 年 2 兆 1464 億と年平均 24.4%の成長率となっている。

⁵ 2002 年から 2011 年までの年平均増加率

⁶ 技術分野全体の特許出願における韓国人出願の割合：2007 年-74.6%、2009 年-77.9%、2010 年-77.5%、2011-77.1%

知能ロボット特許出願における韓国人出願の割合：80.0%

向けて様々な支援政策を行ってきた。

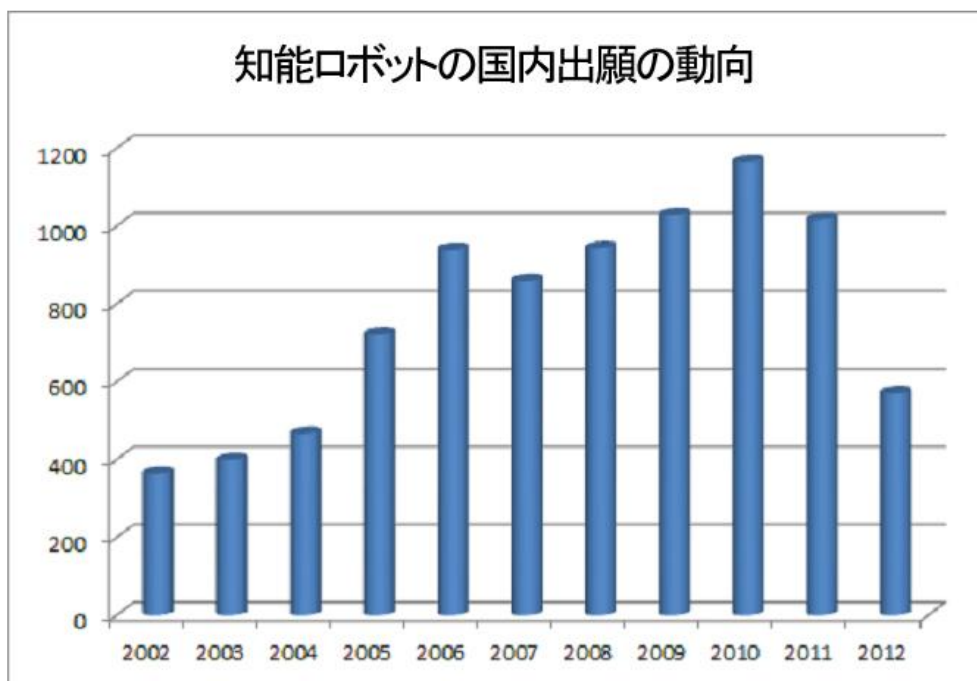
2013年には、「知能ロボット分野の知的財産の大衆化」及び「知能ロボット分野の知的財産権の創出」に重点を置き、計6億5千万ウォンの予算を投じる計画だ。

知能ロボット分野の知的財産権の創出に向け、第一に、特許観点で10大有望な技術として選定されてコア・基盤特許の確保が可能な有望技術を政府R&D課題に最終反映されるよう支援する計画だ。

第二に、ロボット専門企業を対象に「知財権中心の技術獲得戦略事業」、「先端部品素材IP-R&D戦略支援事業」を推進し、特許ポートフォリオ⁷を提供することにより、知財権創出戦略を提示する予定だ。

韓国特許庁は、ロボット分野を未来の新産業として育成しようとする国のニーズと教育・医療など暮らしの質の向上、少子高齢化社会の到来などによる社会的なニーズに応え、韓国のロボット技術が国際的な競争力を兼ね備えた強い特許で守られるよう、積極的に支援していく計画だ。

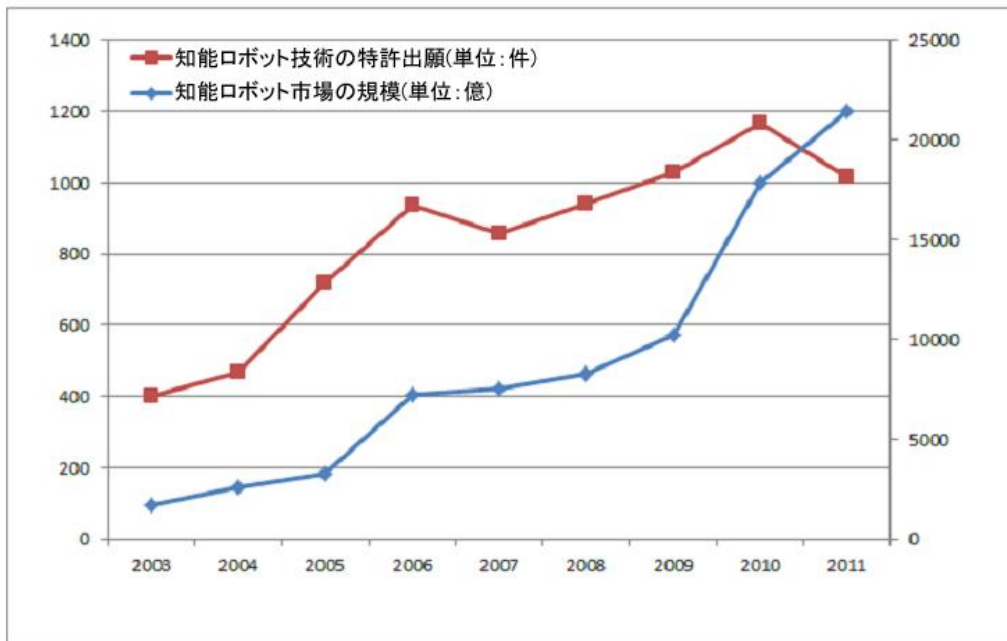
韓国における知能ロボット分野の年度別の特許出願件数(単位：件)



*2012年の件数は、2012.10現在の未公開権は対象外

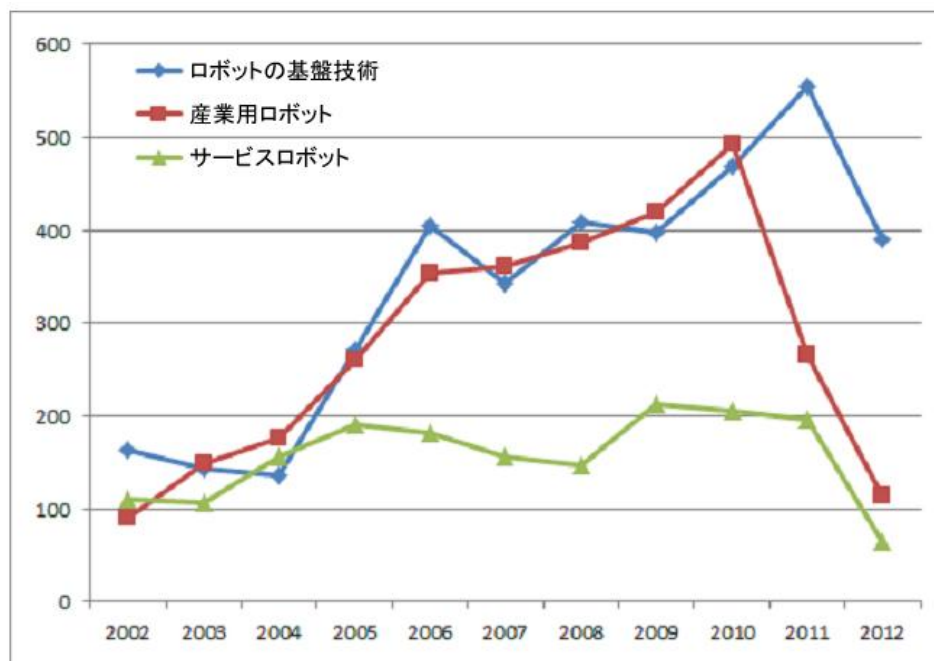
知能ロボットの年度別の市場規模比特許出願の現状

⁷ 特許ポートフォリオ：特許の確保戦略を確立するために使われる技術分野別・主要出願人属性別の特許の束

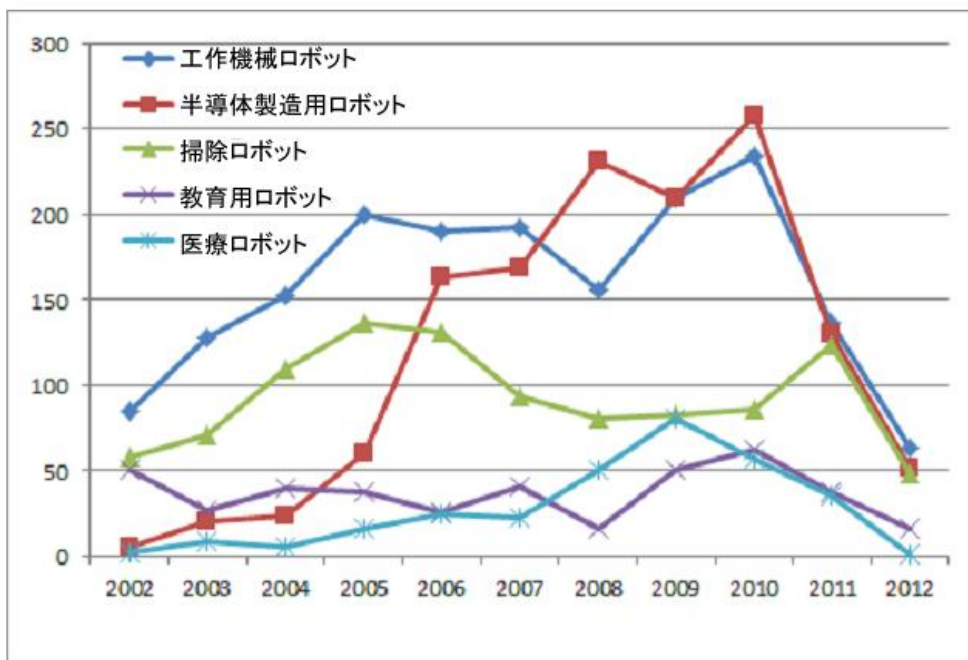


*出処：ロボット産業承認統計集(2007.1、知識経済部)、2012 ロボット産業実態調査の結果報告書(2012.7、知識経済部)を参照

知能ロボットの韓国における特許出願の件数(単位:件)



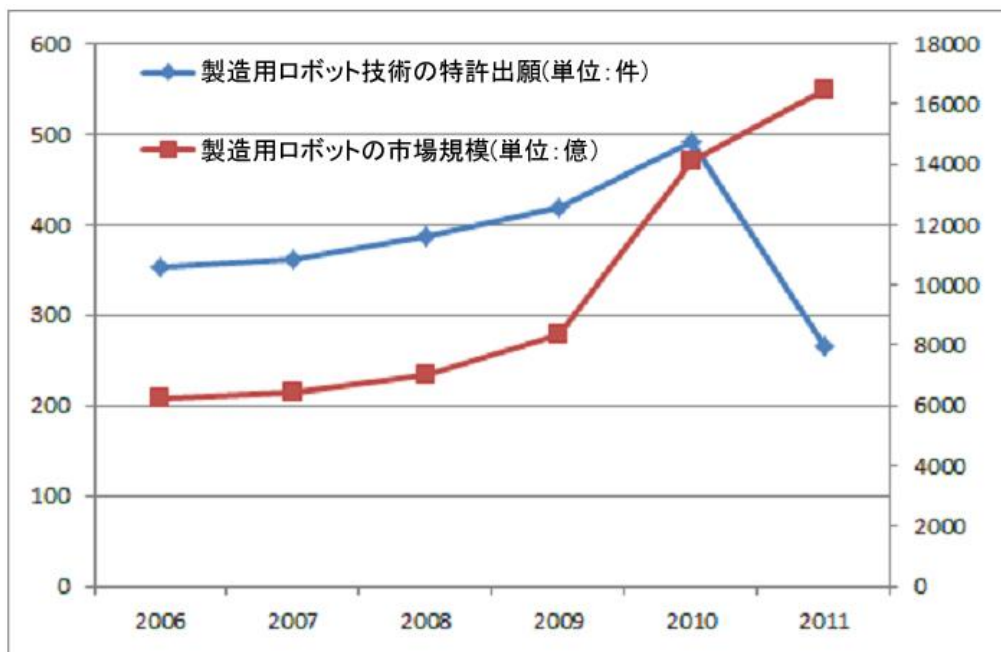
技術分野別の年度別における韓国の特許出願件数(単位:件)



*検索特許分類(IPC) : 産業用ロボット<工作機械ロボット-B23、半導体製造用ロボット(電子基板も含める)H01L21/677、B65G49/06、07>、サービスロボット<掃除用-A47L、教育用-A63H、G06N3/08、G06Q50/20、G09B、H04N21/25、45,466、医療用-A61B17

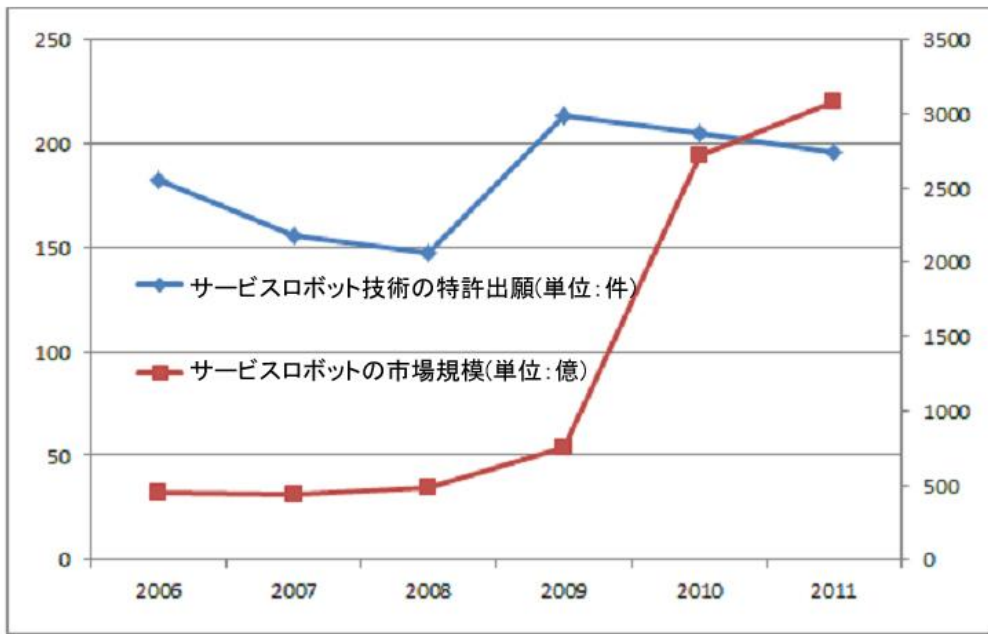
>

産業用ロボット市場規模比特許出願件数(2006~2011年)

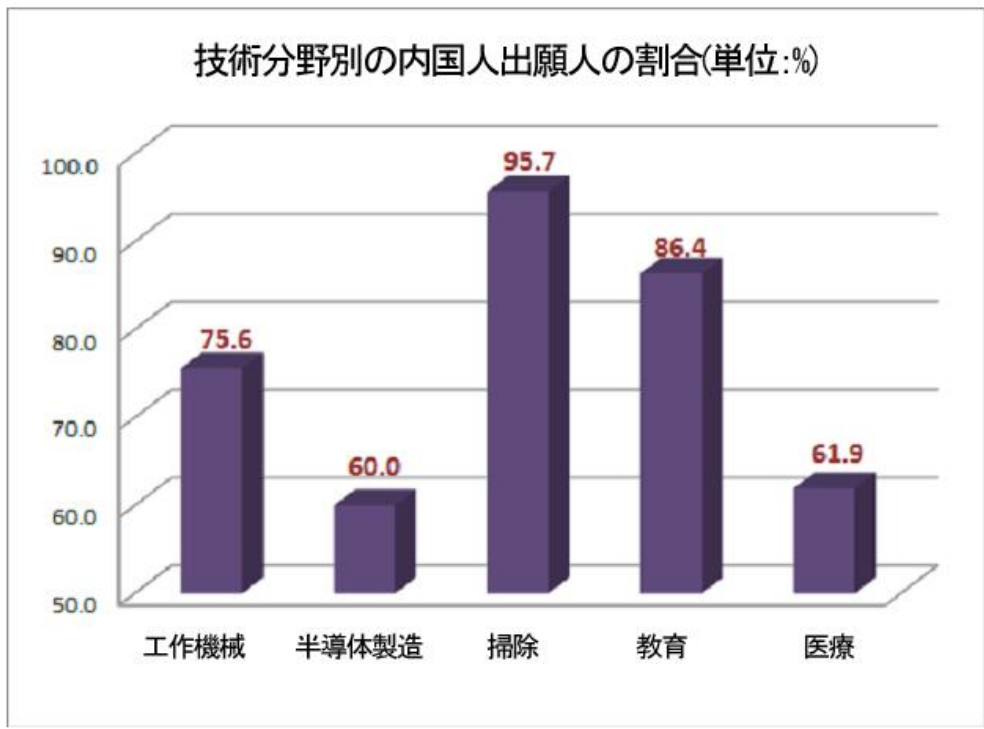


*出処 : 2012 ロボット産業実態調査の結果報告書(2012.7、知識経済部)参照

サービスロボット市場規模比特許出願件数(2006~2011年)

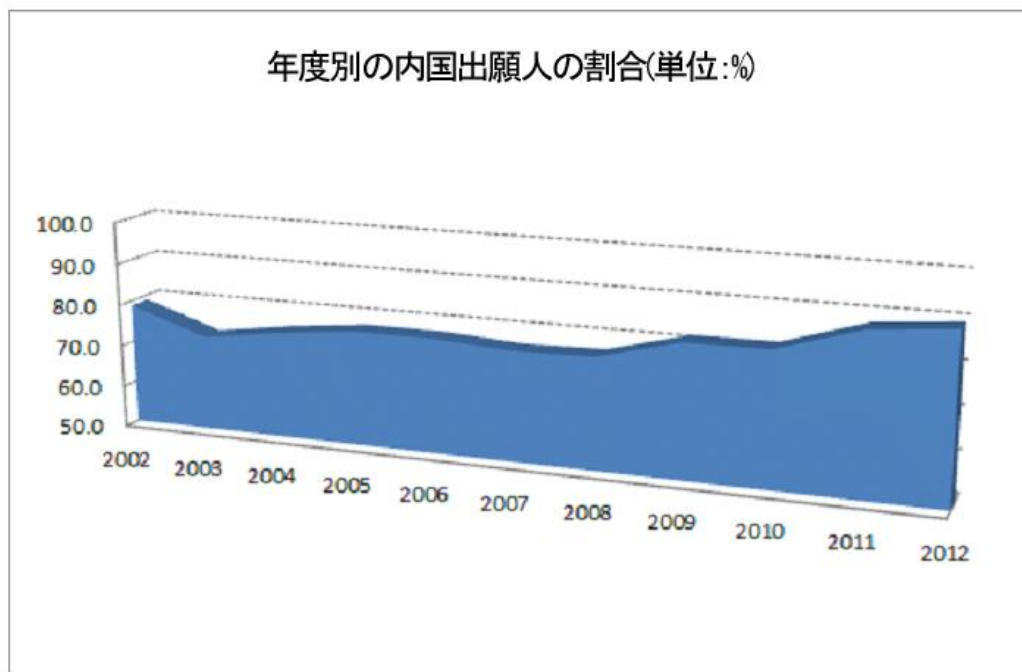


技術分野別の韓国人の特許出願割合(単位:%)



*全体特許出願の韓国出願人の割合：2007年-74.6%、2008年-74.5%、2009年-77.9%、2010年-77.5%、2011年-77.1%

年度別の韓国出願人の特許出願の割合(単位：%)



* 「知能ロボット開発及び普及瘦軀信報」の制定された 2008 年以降、韓国出願人の特許出願の割合が増加トレンドを維持している。

ロボット基盤技術の主要内・外国人の特許出願件数

順位	韓国出願人	件数	外国出願人	件数
1	サムスン電子(株)	317	本田技研工業	103
2	サムスン重工業(株)	128	安川電機	46
3	韓国生産技術研究院	93	ソニー株式会社	33
4	現代重工業	93	日本電産サンキョー株式会社	24
5	韓国電子通信研究院	80	KUKA Roboter GmbH	16
6	韓国科学技術院	80	川崎重工業株式会社	15
7	LG 電子	79	日立製作所	13
8	韓国科学技術研究院	69	株式会社アルバック (ULVAC)	10
9	漢陽大学産学協力団	68	セイコーエプソン	10
10	大宇造船海洋(株)	66	KUKA Laboratories GmbH	8

5-3 クラウドが分かると IT 未来が見える

韓国特許庁(2012. 12. 8)

最近、企業の経営方式や個人の暮らし方を多様に変えると予想されている代表的な IT

トレンドとしてクラウドが注目されている。クラウドとは、インターネットに接続していればサーバーを通じてソフトウェアやウェブハードのような IT サービスをいつでも利用できるコンピュータ環境を意味する。

クラウドコンピュータがコンピューティングとウェブが融合された完全に新しいビジネス環境を提供することにより、グーグル、アップル、MS、アマゾンなどのグローバル企業は、早くからクラウドコンピュータを IT 産業のパラダイムの変化として受け入れ、クラウドコンピュータの具現に拍車をかけてきた。

映画製作会社ドリームワークス(DreamWorks)が「シュレック」、「カンフー・パンダ」シリーズの制作の際にクラウドコンピュータシステムを導入し、プロセスの革新を起こして成功した事例は韓国でもよく知られている。MS はウィンドウズサーバー基盤のクラウドシステムを開発したほか、グーグルは、アンドロイド基盤のモバイル技術と融合されたクラウドサービスでアマゾンや MS などと主導権争いを繰り返している。

こうした流れを受け、韓国でも企業と個人を中心にクラウドコンピュータに基づいた新しいサービスを創出するための研究開発が積極的に行われている。

韓国特許庁によると、クラウドコンピュータの特許出願は、2009 年から毎年 2 倍以上急増したという。年度別では、2009 年 23 件から 2010 年 76 件、2011 年 198 件と増加した。

具体的には、応用サービス分野で 107 件(36%)と最も多くの特許が出願されており、システム(プラットフォーム)技術 58 件(19%)、管理技術 36 件(12%)、セキュリティ技術 35 件(12%)、モバイル及びストーリーリッジ技術がそれぞれ 30 件(10%)、28 件(9%)出願された。

技術分野別では、クラウドの導入初期(2010 年以前)では、コンピューティング・プラットフォームやシステム管理に関する基盤技術に重きが置かれていたが、その後からはクラウドコンピュータ環境を利用した応用サービスの割合が増加した。既に構築されたクラウドコンピュータシステムを利用し、公共サービスをはじめ教育、買い物、動画ストリーミングなど、様々な分野をクラウドと融合し、活用の分野を広げている。

韓国特許庁の関係者は、ユーザー中心のウェブ基盤とコンピュータ技術の発達に後押しされることにより、IT 環境が PC からクラウドコンピュータ環境に進化すると予想され、金融・通信・医療など、産業全体にかけてモバイル、ソーシャルネットワークなどと融合した新しいサービスが創出されることで、今後、関連特許出願も増加していくという見通しを示した。

クラウドコンピュータ技術を活用した特許の出願件数

年度 \ 区分	韓国	海外	計
2008	1	2	3

2009	18	5	23
2010	64	12	76
2011	189	9	198
合計 (割合)	272 (90.7%)	28 (9.3%)	300 (100.0%)

※ 2010年度以降のクラウドコンピュータ技術関連の特許出願の増加率は、2010年に前年比約3.5倍、2011年度に前年比2.9倍と大きく増加

[クラウドコンピュータ技術の特許出願における技術分野別の分布(2008~2011)]

区分 年度	サービ ス	システ ム	資源管 理	セキュ リティ	モバイ ル	ストー リッジ	その他	合計
2008	1 (33%)	2 (67%)	0	0	0	0	0	3 (100%)
2009	3 (13%)	3 (13%)	4 (17%)	6 (26%)	3 (13%)	4 (17%)	0	23 (100%)
2010	19 (25%)	10 (13%)	12 (16%)	3 (4%)	14 (18%)	12 (16%)	6 (8%)	76 (100%)
2011	84 (42%)	43 (21%)	20 (10%)	26 (13%)	13 (7%)	12 (6%)	0	198 (100%)
計 (割合)	107 (36%)	58 (19%)	36 (12%)	35 (12%)	30 (10%)	28 (9%)	6 (2%)	300 (100%)

クラウドコンピュータ技術の出願人属性別の出願状況

区分 年度	大手企業	中小企業	大学及び 研究機関	個人	海外企業	その他	計
2008	0	0	1	0	2	0	3
2009	10	5	3	1	4	0	23
2010	34	6	13	20	12	1	76
2011	69	43	50	23	9	4	198
計 (割合)	103 (34%)	54 (18%)	67 (22%)	44 (15%)	27 (9%)	5 (2%)	300 (100%)

※クラウド技術分野の特許出願は、大手企業103件(34%)、中小企業54件(18%)、海外企業27件(9%)と、主に企業による出願が多い。

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止、メールアドレス等の変更、購読メールマガジンの追加等は下記の URL の情報管理ページからログインの上、お手続きをお願いいたします。なお、ログインにはパスワードが必要ですが、パスワードは同ページの「パスワードお問い合わせ」からお調べいただくことが可能です。

<http://www5.jetro.go.jp/mreg/menu>

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム